

佐用町業務継続計画

令和 7 年 3 月 改 定

佐 用 町

《 目 次 》

第1章 業務継続の基本方針等	1
第1節 業務継続計画策定の背景	1
第2節 業務継続計画とは	1
1 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）	1
2 非常時優先業務とは	1
3 業務継続計画の効果	2
第3節 業務継続計画の必要性及び町地域防災計画等との関係	2
1 地域防災計画との関係	2
2 防災対策マニュアルとの関係	3
3 佐用町災害時受援計画との関係	3
第4節 業務継続体制を検討するための体制	4
1 管理職の検討への参画	4
2 全庁的な検討体制の確立	4
3 全職員の参加	4
4 外部の関係者との調整等	4
第5節 業務継続方針の設定	4
1 減災対策の推進	4
2 非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分	4
3 応援による業務継続	4
第6節 各課の業務	5
第7節 用語	5
1 災害応急対策業務	5
2 応急業務	5
3 非常時優先業務	5
第2章 業務継続体制の検討	6
第1節 計画の対象及び体制	6
1 対象組織	6
2 非常時の業務継続体制	6
第2節 地震時の組織体制	7
1 組織体制及び職員配備	7
第3節 水害時の組織体制	8
1 組織体制及び職員配備	8
第4節 被害状況の想定	10
1 想定する危機事象の特定	10
2 想定する危機事象による被害想定	11
第5節 非常時優先業務の選定	15
1 災害応急対策業務の業務継続目標	15
2 通常業務の業務継続目標	15
3 評価基準	16
4 非常時優先業務	16
第6節 必要資源に関する分析と対策の検討	47
1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討	47
2 計画的な対策の実施	50

3 災害警戒本部・災害対策本部の設置及び指揮の権限	51
第7節 非常時の対応の検討.....	52
第3章 業務継続体制の向上.....	53
第1節 教育・訓練等	53
1 職員の意識の向上.....	53
2 教育・訓練に係る実施計画（例）	53
3 職員が習熟すべき事項.....	54
第2節 点検・是正	54
1 計画の策定（PLAN）	54
2 教育・訓練の実施（DO）	55
3 点検・検証（CHECK）	55
4 計画の見直し（ACTION）	55
第3節 佐用町災害時受援計画	55
第4章 参考	56
第1節 業務継続に係る検討の参考となるウェブサイト	56
1 行政機関向けのガイドライン（国内）	56
2 中央省庁や地方公共団体の業務継続計画（国内）	56
3 その他	56
第2節 業務継続体制の検討に係る簡易チェックリスト	57
1 業務継続体制の検討に係る簡易チェックリスト.....	57
第3節 気象庁震度階級関連解説表.....	58
1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況	58
2 鉄筋コンクリート造建物の状況	59
3 地盤・斜面等の状況	59
4 ライフライン・インフラ等への影響.....	60

第1章 業務継続の基本方針等

業務継続計画の策定に当たっては、甚大な被害を受けた阪神・淡路大震災や東日本大震災、能登半島地震の教訓及び平成 21 年台風第 9 号災害の経験を踏まえ、山崎断層帯地震、南海トラフ巨大地震、直下型地震や集中豪雨等による水害時に行政機能が低下する中であっても、住民への影響を最小限にとどめるため、非常時優先業務の実施に全力を挙げる体制を整えることを基本方針とする。

第1節 業務継続計画策定の背景

佐用町には山崎断層帯があり、町北部を延長約 10k mにわたって横断している。地形地質的にその存在、活動が確実なため、地震研究推進本部の評価対象となっている。地震研究推進本部の長期評価によれば、山崎断層帯は、我が国の活断層の中でも「将来活動する可能性が高いグループ～やや高いグループ」に属しており、佐用町の震度想定は、主部北西部及び大原、土万、安富、主部南東部で震度 6 強となっている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、超広域かつ複合型の災害により、広範囲に甚大な被害をもたらした。この大震災を受けて、西日本地域では、南海トラフで発生する巨大地震に対する対策の構築が緊急の課題として位置付けられることとなった。

佐用町では、平成 21 年台風第 9 号災害を受け、平成 23 年度に地域防災計画風水害編の大幅な改訂を行った。また、東日本大震災を受け、平成 25 年度に地域防災計画地震編及び大規模事故等編を中心に改訂を行い、この計画の中には、通常業務の継続、防災拠点や職員の被災想定、ライフラインの被災想定などは考慮しておらず、災害の影響により行政機能が低下する中であっても、住民への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務を中心とした業務の実施に全力を挙げる体制を整えることを目的とした業務継続計画を策定することとなった。

第2節 業務継続計画とは

1 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

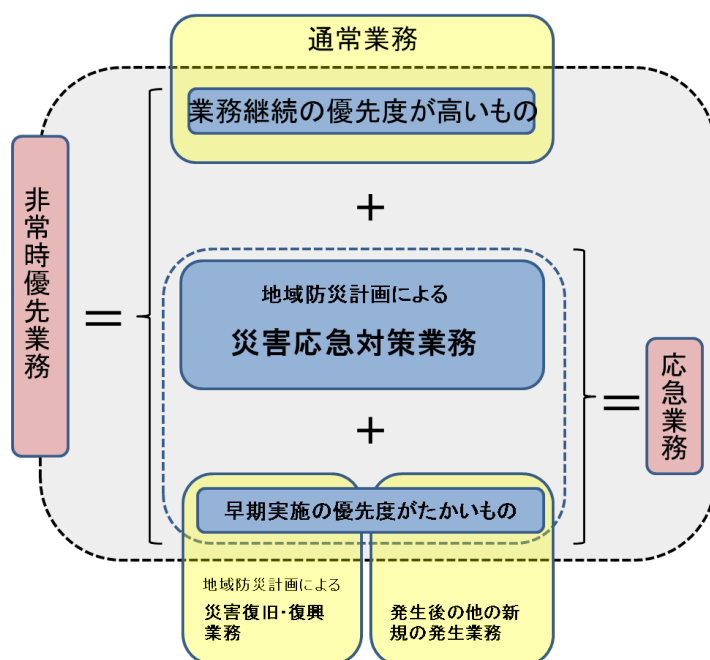
業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画をいいます。

2 非常時優先業務とは

業務継続体制を検討するにあたっては、大規模な災害発災時にあっても優先して実施すべき業務を特定する必要がある。これが「非常時優先業務」である。

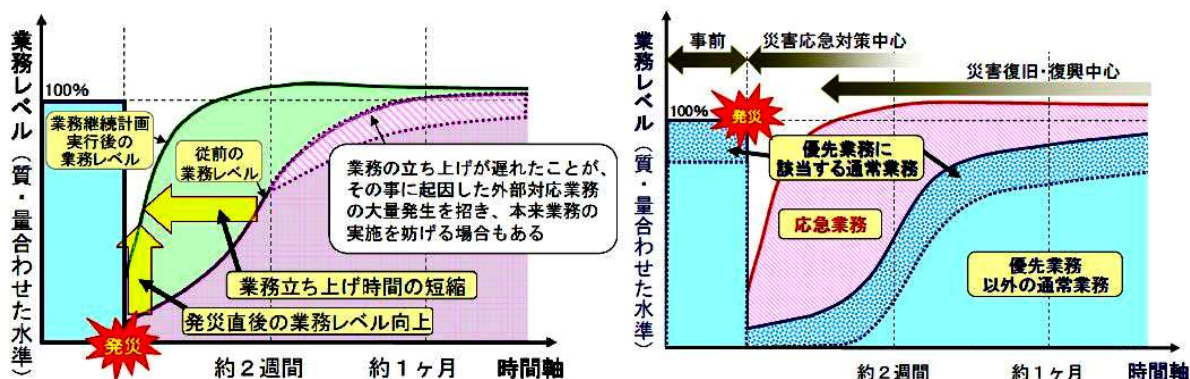
風水害等により大規模な被害をもたらし、住民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した際には、町自身も被災する可能性は高いため、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じる。そのような状況の中で、直ちに地域防災計画の災害応急対応計画に基づき、迅速に災害応急対策業務を実施するとともに、住民生活に密着する通常業務を継続して実施する必要がある。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い応急・復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるため、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。



3 業務継続計画の効果

業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。



第3節 業務継続計画の必要性及び町地域防災計画等との関係

1 地域防災計画との関係

町では、災害対策基本法第42条に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、地域防災計画を「風水害編」、「地震編・大規模事故等編」、「資料編」に分け策定している。その一方で、町は、住民に一番身近な基礎自治体として住民生活に密着した行政サービスを提供している。災害対応中であっても休止することが住民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、継続して実施することが求められますので、平成25年度に「佐用町業務継続計画」を作成した。また、平成27年度の町地域防災計画の改定において、包括的な受援体制を明確にするために、「業務継続計画」を前提とし、「佐用町災害時受援計画」を作成することとなった。

平成21年台風第9号災害では、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事例も見受けられた。したがって、地域防災計画に定められた業務を大規模な災害発災時にあっても円滑に実施するためには、防災拠点等が被災し、資源の制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行

できる体制をあらかじめ整えておくことが業務継続計画の必要な理由の一つである。

また、町は平常時から住民への公共サービスの提供を担っており、これらの業務の中には、災害時にあっても継続が求められる業務が含まれている。したがって、大規模な災害発災時に優先的に継続すべき通常業務の特定及びその執行体制についても、災害応急対策業務と併せて、あらかじめ検討しておく必要があるが、災害対策基本法に基づく地域防災計画は、このような災害応急対策業務の枠を超える業務についてまで網羅する性格のものではない。地域防災計画に基づく災害応急対策業務に限らず、優先的に継続すべき通常業務までを含めた町の業務継続体制を検討しておくことが業務継続計画の必要なもう一つの大きな理由である。

地域防災計画と業務継続計画の相違点の詳細は、別表 1 のとおりである。

(別表 1) 地域防災計画と業務継続計画の相違点

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

2 防災対策マニュアルとの関係

町では、職員一人ひとりが災害対策を迅速に実施し、人智を超えた自然災害から住民の生命・身体・財産を守ることに全力をつくすため、災害の初動時・応急時・復旧時の各対策部及び職員の任務の内容・手順等を具体的に示した防災対策マニュアルの整備を行い、防災対策マニュアルから実践的な地域防災計画の改訂を行っている。

業務継続計画の「災害応急対策業務の業務継続目標」や「各課の通常業務の業務継続目標」等から防災対策マニュアル及び地域防災計画の改訂を行い、災害対応を行う。

3 佐用町災害時受援計画との関係

災害発生時に職員及び施設等の被災を想定し、災害時に業務遂行能力が低下した状況下でも必要な人員、資材及び施設等を確保し、災害時の災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画のとおり災害対応を行うが、町職員のみでは、業務を継続することは不可能なため、国、県、他市町、自衛隊、NPO法人、ボランティア等の応援・支援を受け入れ、迅速な災害対応を図るため、県の災害時受援計画ガイドラインに沿って、「町業務継続計画」を基に「佐用町災害時受援計画」を作成している。概要を町地域防災計画に記載しており、詳細については防災マニュアルに記載している。

第4節 業務継続体制を検討するための体制

業務継続体制の検討を始めるにあたって、まず業務継続体制を検討するための体制を決めておくことが必要であり、体制の決定にあたっては、以下の点に留意する。

1 管理職の検討への参画

業務継続体制の検討では、非常時優先業務の選定（災害応急対策業務や通常業務の優先順位付け）や必要資源の配分等を検討する必要があるため、組織全体として優先順位等の合意形成が必要となるため、単に担当者のみならず、課長及び室長を中心とした管理職が検討に参画する。

2 全庁的な検討体制の確立

業務継続体制の検討の取りまとめを担当する課は、組織及び人事等を担当する総務課と防災対策及び地域防災計画等を担当する企画防災課が中心となり行う。非常時優先業務に必要な資源（庁舎、職員、電力、情報システム等）の取りまとめは、庁舎管理や人事等を担当する総務課及び情報システム等を担当する情報政策課が主体的に検討する。

また、非常時優先業務の選定等においては、全職員で検討する必要があるため、それらの作業においては、全課の参画が必要となる。

3 全職員の参加

業務継続体制の検討は、大規模な災害が発生した際の業務継続体制を検討することであり、全職員で災害応急対策業務及び通常業務の業務継続計画を作成し、防災対策マニュアルに追加する。

4 外部の関係者との調整等

災害発災時の業務継続を確立するためには、必要資源の確保に係る関係事業者（情報システム、エレベーター等）や、県、防災関係機関（消防、警察等）との連携も必要となるため、業務継続体制を検討する際には、これらの関係者との調整も考慮する。

特に、県との間においては、業務開始目標時間等の整合を図る観点からも、整合性が担保されているかをあらかじめ確認しておく必要がある。

また、業務継続計画のセキュリティに係る情報や緊急連絡先リスト等の個人情報等は、原則非公開とし、情報保護に留意する。

第5節 業務継続方針の設定

町は、大規模災害時における非常時優先業務について、次の方針に基づいて業務継続を図る。

1 減災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とした災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。

2 非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分

非常時優先業務に必要な人員や資機材等の資源の確保・配分は、全課で調整するとともに、常時優先業務以外の優先順位の低い通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

3 応援による業務継続

大規模災害時には、町職員のみで業務を継続することは不可能であるため、迅速に県及び他市町等への応援を要請し業務継続を図る。また、応援を受け入れ、的確・迅速な防災対応ができるように「佐用町災害時受援計画」を作成しており、防災対策マニュアル、地域防災計画、業務継続計画に反映させている。

第6節 各課の業務

災害対応以外の行政分野については、災害の影響を考慮する意識が高いとはいえ、防災対策の点検も防災担当課の業務という認識から先送りされがちである。しかし、災害により一つの行政分野でも滞れば、住民生活に大きな影響を及ぼすため、起こり得る災害に備え各課の業務について、全職員が一丸となり「防災」の観点からの点検を行う。この点検結果を踏まえ、防災対策の充実・見直しを行い、優先順位をつけ「非常時優先業務」を着実にやっていくよう努める必要がある。

※ 平成21年台風第9号災害時には、災害復興対策室を中心に応急業務を実施したが、応急業務の担当課は決まっており、各課の業務として考える必要がある。

第7節 用語

本計画で用いる各業務の名称の定義は次のとおりとする。

1 災害応急対策業務

地域防災計画災害応急対策計画に規定されている災害応急対策に係る業務

2 応急業務

業務継続の優先度の高い通常業務

3 非常時優先業務

災害応急対策業務に応急業務を加えた業務

第2章 業務継続体制の検討

災害が発生した際の町内の被害及び対象施設周辺の被害を想定し、対象組織や非常時の業務継続体制等を検討する。さらに、非常時優先業務を選定し業務の業務開始目標を定め、発災時の必要資源の確保状況や指揮命令系統の確立等を検討する。

第1節 計画の対象及び体制

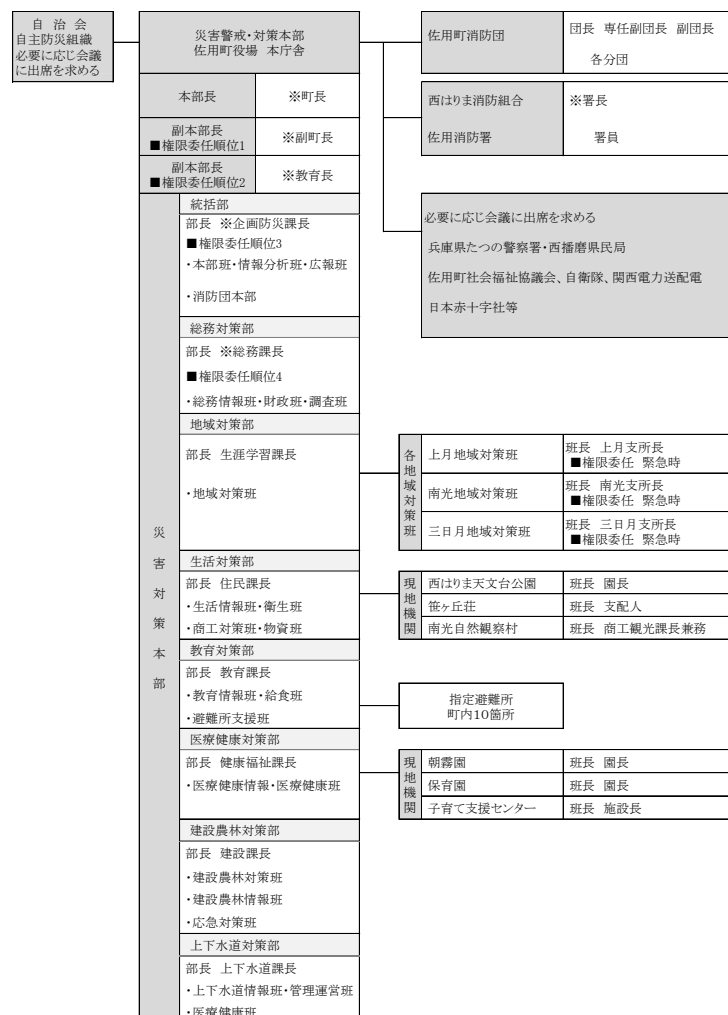
1 対象組織

防災拠点（本庁舎・各支所）、現地機関、教育委員会、佐用町消防団及び西はりま消防組合（佐用消防署）を対象組織とする。必要に応じ会議に自治会（自主防災組織）等、兵庫県たつの警察署、西播磨県民局、佐用町社会福祉協議会、自衛隊、関西電力送配電株式会社、日本赤十字社等の出席を求める。また、現地機関は防災拠点が使用できない場合の代替施設とする。

2 非常時の業務継続体制

非常時の業務継続体制は、指揮命令系統等をはじめ、地域防災計画で定められた下記の災害対策本部体制のもとで実施する。

■災害警戒本部・災害対策本部組織図



※コアメンバー 迅速な対応を必要とするとき、又は事前に対応が必要である場合、コアメンバーが判断を行う。

■ 本部長の権限委任順位を記載 警戒・対策本部と各地域対策班と連絡がつかない場合、各地域対策班長に権限を委任する。

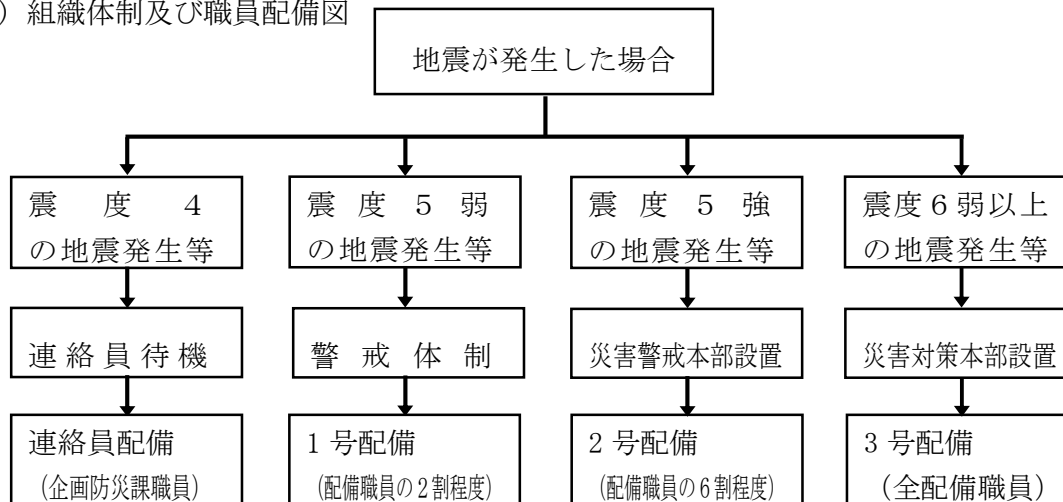
第2節 地震時の組織体制

町において地震が発生した場合の組織体制について定める。

1 組織体制及び職員配備

地震が発生した場合、状況に応じて次の組織体制基準及び職員配備基準により、災害警戒及び応急対策に当たる。

(1) 組織体制及び職員配備図



※ 配備職員とは、各対策部の事務分掌中の業務に対応する人員の割合であり、初動期・応急期・復旧期で配備人員は異なる。

※ 自動配備基準のみを記載、詳細は「(2) 災害体制基準及び職員配備基準」に記載

(2) 組織体制基準及び職員配備基準

組織体制	組織体制基準	配備	配備人員
連絡員待機	☐ 自動体制及び自動配備基準 ・町内で震度4の地震を観測した場合 ☐ その他町長が必要と認める場合	連絡員 配備	企画防災課 職員
警戒体制	☐ 自動体制及び自動配備基準 ・町内で震度5弱の地震を観測した場合 ☐ コアメンバー会議等で決定 ・町内で震度4以下の地震を観測し、被害が生じた場合 ・播磨管内で震度5弱以上の地震を観測し、播磨管内市町への応援が必要な場合 など ☐ その他町長が必要と認める場合	1号 配備	配備職員の 2割程度
災害警戒本部 体制	☐ 自動体制及び自動配備基準 ・町内で震度5強の地震を観測した場合 ☐ コアメンバー会議等で決定 ・町内で震度5弱以下の地震を観測し、被害が生じた場合 ・播磨管内で震度5強以上の地震を観測し、播磨管内市町への応援が必要な場合 など ☐ その他本部長が必要と認める場合	2号 配備	配備職員の 6割程度
災害対策本部 体制	☐ 自動体制及び自動配備基準 ・町内で震度6弱以上の地震を観測した場合 ☐ コアメンバー会議等で決定 ・町内で震度5強以下の地震を観測し、大規模の被害が生じた場合 ・播磨管内で震度6弱以上の地震を観測し、播磨管内市町への応援が必要な場合 など ☐ その他本部長が必要と認める場合	3号 配備	全配備職員

※ 配備職員とは、各対策部の事務分掌中の業務に対応する人員の割合であり、初動期・応急期・復旧期で配備人員は異なる。

第3節 水害時の組織体制

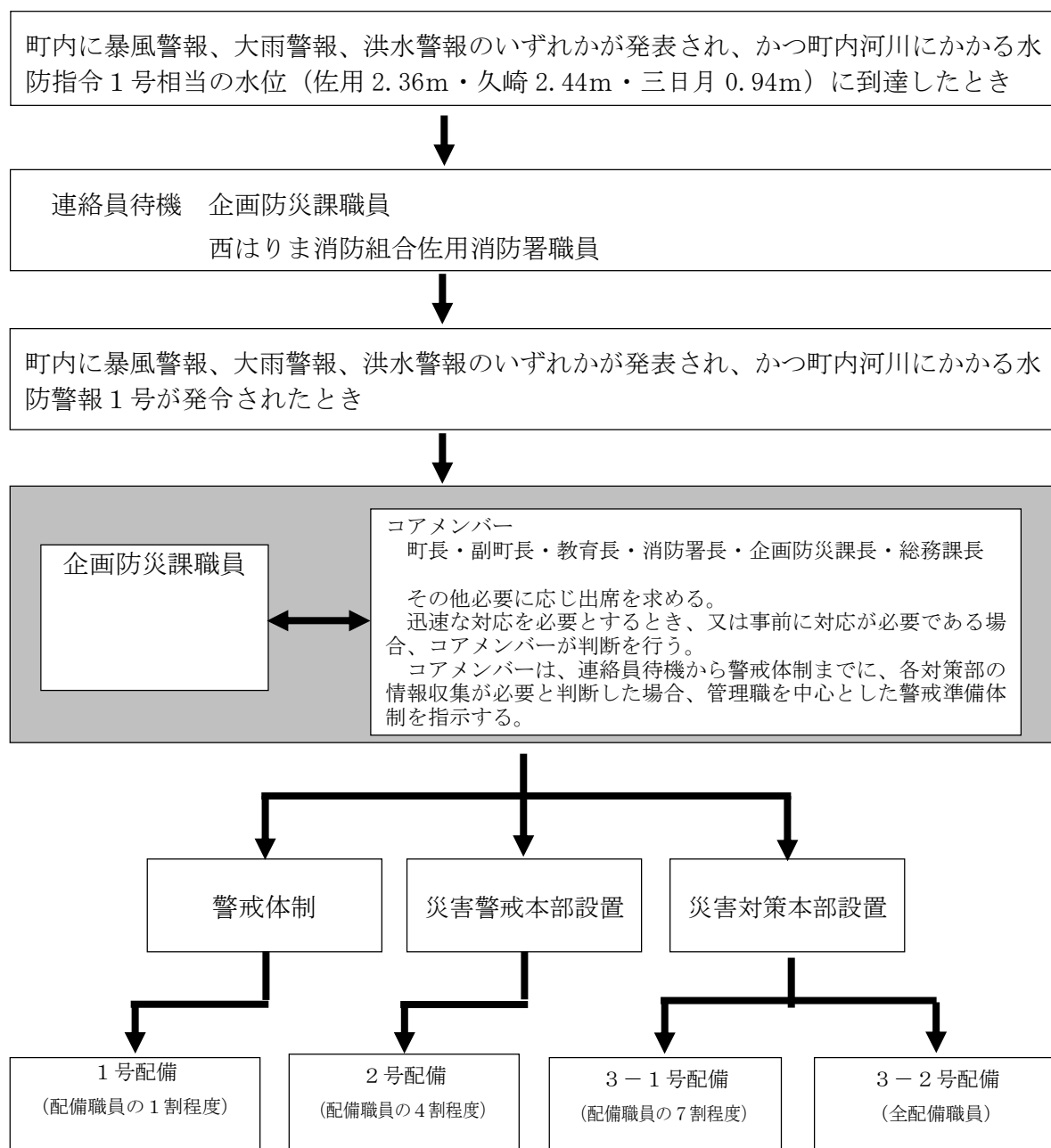
町において災害が発生し又は発生する恐れのある場合の組織体制について定める。

1 組織体制及び職員配備

災害が発生し又は発生する恐れのある場合、状況に応じて次の組織体制及び職員配備により、災害警戒及び応急対応にあたる。

(1) 組織体制及び職員配備図

■ 組織体制及び職員配備図



※ 配備職員とは、各対策部の事務分掌中の業務に対応する人員の割合であり、初動期・応急期・復旧期で配備人員は異なる。

(2) 組織体制基準及び職員配備基準

組織体制	組織体制基準	配備	配備人員
連絡員待機	☐ 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令 1 号相当の水位（佐用 2.36m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したとき	連絡員 配 備	企画防災課職員 西はりま消防組合 佐用消防署職員
警戒体制	☐ 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防警報 1 号が発表され、1 時間後の水位予測等から水防警報 2 号が発表されると予測され、かつ水防警報 2 号発表予測後も降雨が予測されるとき ☐ 風水害等により小規模の被害が生じる恐れがあるとき ☐ 土砂災害警戒情報が発表されることが予測されるとき ☐ その他町長が必要と認めたとき	1 号 配 備	配備職員の 1 割程度
災害警戒本部体制	☐ 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、1 時間後の水位予測等から氾濫注意水位（警戒水位）に達すると予測され、かつ氾濫注意水位到達予測後も降雨が予測されるとき ☐ 風水害等により中規模の被害が生じる恐れがあるとき ☐ 土砂災害警戒情報が発表されたとき ☐ その他町長が必要と認めたとき	2 号 配 備	配備職員の 4 割程度
	☐ 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、1 時間後の水位予測等から避難判断水位に達すると予測され、かつ避難判断水位到達予測後も降雨が予測されるとき ☐ 風水害等により大規模の被害が生じる恐れがあるとき ☐ 地域別土砂災害危険度の 1 時間後予測及び 2 時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき ☐ その他町長が必要と認めたとき	3-1 号 配 備	配備職員の 7 割程度
災害対策本部体制	☐ 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、1 時間後の水位予測等から避難判断水位に達すると予測され、かつ水位予測等から氾濫危険水位（特別警戒水位）に達すると予測されるとき ☐ 風水害等により大規模の被害が生じる恐れがあるとき ☐ 地域別土砂災害危険度の実況が土砂災害警戒基準線を越え、かつ 1 時間後予測及び 2 時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき ☐ その他町長が必要と認めたとき	3-2 号 配 備	全配備職員

第4節 被害状況の想定

1 想定する危機事象の特定

(1) 地震

① 内陸型地震

地下の岩盤にある活断層がずれることにより発生する地震で、地震調査研究推進本部地震調査委員会は、県内に大きな影響が予想される地震の被害予測を次のとおり行っている。

想定災害等	種 別	地震規模	佐用町の震度
佐用町で震度5以上の揺れを生じさせると想定される地震	山崎断層地震		
	・那岐山断層帯	M7.6	5弱
	・主部北西部	M7.7	6強
	・主部南東部、草谷断層	M7.5	5弱
その他の想定される地震	・大原、土万、安富、主部南東部	M8.0	6強
	有馬一高槻断層帯地震	M7.7	4以下
	山崎断層地震地震（主部南東部）	M7.7	4以下
	六甲・淡路断層帯地震		
	・六甲山地南縁－淡路島東岸	M7.9	4以下
	・淡路島西岸	M7.1	4以下
	・先山断層帯	M6.6	4以下
	中央構造線断層帯地震		
	・金剛山地東縁－和泉山脈南縁	M7.7	4以下
	・紀淡海峡－鳴門海峡	M7.7	4以下
	・讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	M8.4	4以下
	上町断層帯地震（大阪府）	M7.5	4以下
	生駒断層帯地震（大阪府）	M7.5	4以下
	三峠－京都西山断層帯地震（京都府）		
	・京都西山断層帯	M7.6	4以下
	・上林川断層帯	M7.2	4以下
	・三峠断層帯	M7.2	4以下
	大阪湾断層帯地震	M7.5	4以下
	山田断層帯地震（京都府）		
	・主部、郷村断層帯	M7.4	4以下
	花折断層帯中南部地震（滋賀県）	M7.4	4以下
	木津川断層帯地震（京都府）	M7.3	4以下
	奈良盆地東縁断層帯地震（奈良県）	M7.4	4以下
	御所谷断層帯地震	M7.2	4以下
	養父断層帯地震	M7.0	4以下
	鳥取地震（鳥取県）	M7.2	4以下

② 海溝型地震

海側のプレートと大陸側のプレートとが接する海溝で、大陸側プレートの下に潜り込もうとする海側プレートに引きずられて大陸側プレートが跳ね返って発生する地震で、兵庫県では県内に大きな影響が予想される地震の被害予測を次のとおり行っている。

想定災害等	種 別	地震規模	佐用町の震度
佐用町で震度5以上の揺れを生じさせると想定される地震	東海・東南海・南海地震	M8.5	5強
	東南海・南海地震	M8.5	5強
	南海地震	M8.5	5強

③ 直下型地震

兵庫県では、県内どこでも起こりうる M7 未満の断層（伏在断層）地震の被害予測を

次のとおり行っている。

想定災害等	種 別	地震規模	佐用町の震度
佐用町で震度 5 以上の揺れを生じさせると想定される地震	佐用町直下型地震	M6.9	6 強

④ 危機事象

①、②及び③の結果から、佐用町で最も震度が大きいのは「山崎断層帯地震」と「佐用町直下型地震」である。

山崎断層帯地震（主部北西部）と佐用町直下型地震の被害想定は、基本項目（震度、建物被害、人的被害）のみであるため、想定する危機事象は、基本項目に加えてライフライン等の被害想定がされている山崎断層帯地震（大原、土万、安富、主部南東部）とする。

	想 定	出 典
想定地震	山崎断層帯地震（M8.0・震度 6 強） 大原、土万、安富、主部南東部	地震調査研究推進本部地震調査委員会の想定
発災条件	人的被害等が最大となると予想される早朝、夕方の発生（風速 15m/s）	県の想定

(2) 水 害

想定する危機事象は、佐用町において甚大な被害が発生した「平成 21 年台風第 9 号災害」とする。

2 想定する危機事象による被害想定

(1) 地 震（出典：兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主部南東部編）等）

被害想定は、次のとおりとする。（早朝 5 時、夕方 18 時、風速 6m/s 以上）

① 人的被害等

時間帯別被害想定		5 時から 6 時	18 時から 19 時
項 目			
人的被害 ・ 死者数	建 物 倒 壊	8	6
	が け 崩 れ	8	8
	火 災	1	1
・ 負傷者数 （うち重傷者）	建 物 倒 壊 （うち重傷者）	75 3	55 3
	が け 崩 れ	10	10
	火 災	0	0
建物被害 ・ 全 壊	木 造（揺れ）	116	116
	非木造（揺れ）	8	8
	が け 崩 れ	120	120
	液状化（木 造）	15	15
	（非木造）	6	6
	焼 失	1	1
・ 半 壊（揺れ）	木 造	1,231	1,231
	非 木 造	50	50
	が け 崩 れ	280	280
避難者数	建 物 被 害	819	819
	断水による避難者	1 日後 1,553 4 日後 1,213	1 日後 1,553 4 日後 1,213

時間帯別被害想定		5時から6時	18時から19時
項 目		1 月後 928	1 月後 928
		1 日後相当 617	1 日後相当 617
	避難所生活者数	約 4 日後 274	約 4 日後 274
		約 1 月後 36	約 1 月後 36

② ライフライン

項 目	被害想定						
水道（断水）	1 日後 4,619 人、4 日後 1,386 人、1 月後 1,060 人（復旧日数：106 日）						
下水道（支障）	1 日後 213 人、4 日後 5 人（復旧日数：3 日）						
電 力	関西電力株式会社による被害想定結果 ■ 停電軒数 557 軒（2.8%）						
電 話	固定電話（阪神・淡路大震災の被害実態を基に算出） 電話通信会社による被害想定結果を採用することを基本とする。各市町区別の N T T ビル収容回線数を元に、山崎断層帯地震での想定震度（震度 6 強）の被災率により推定したものである。 ■ 固定電話の被災想定回線数（N T T／固定電話・ネット回線） 震度階別想定被災率（震度 6 強）1,282 回線（13.5%）						
	携帯電話（阪神・淡路大震災の被害実態を基に算出） 電話通信会社による被害想定結果を採用することを基本とする。停電率と不通回線率から携帯電話不通ランク（A～C）を評価						
	<table><tr><td>ランク A</td><td>非常につながりにくい 停電率・不通回線率の少なくとも一方が 50% 超</td></tr><tr><td>ランク B</td><td>つながりにくい 停電率・不通回線率の少なくとも一方が 40% 超</td></tr><tr><td>ランク C</td><td>ややつながりにくい 停電率・不通回線率の少なくとも一方が 30% 超</td></tr></table>	ランク A	非常につながりにくい 停電率・不通回線率の少なくとも一方が 50% 超	ランク B	つながりにくい 停電率・不通回線率の少なくとも一方が 40% 超	ランク C	ややつながりにくい 停電率・不通回線率の少なくとも一方が 30% 超
	ランク A	非常につながりにくい 停電率・不通回線率の少なくとも一方が 50% 超					
ランク B	つながりにくい 停電率・不通回線率の少なくとも一方が 40% 超						
ランク C	ややつながりにくい 停電率・不通回線率の少なくとも一方が 30% 超						
■ 影響内容 佐用町はランク B に該当し、停電や伝送路断線等により無線基地局設備へ影響があり、通信が殺到し、通信がつながりにくい状況となる。 ■ 影響加入者数 7,000 人							

③ 交通機能

震度 6 弱以上のエリアを中心に通行支障が発生する。（自動車での参集はできない。）

山間部の道路が通行困難となり、孤立集落が発生する。（当該地域に居住する職員の参集は、当面困難となる。）

鉄道は、被害や安全確認等により、当面の間（1 週間以上）は利用困難となる。

④ 廃棄物発生量

木造倒壊：4 万 5 千 t、非木造倒壊：7 万 6 千 t

※ 焼失建物による震災廃棄物量は含まれていない。

⑤ 防災拠点（本庁舎・各支所）、西はりま消防組合（佐用消防署）

防災拠点はRC造りで耐震補強されており、倒壊の心配は低いと考えられる。

※ 構造物の倒壊は低いと考えられるが、天井の落下、外壁や窓ガラスなどの破損・落下付属設備や機器の転倒・落下など、安全が確保できないことは想定される。

(2) 水 害（平成 21 年台風第 9 号災害の被害状況）

① 人的・住家被害の状況（※町調査による）

	死者	行方不明者	合計
人的被害（人）	18	2	20

	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	床下浸水※	合計
人家被害（棟）	139	269	483	157	742	1,790

② 避難者数（※町調査による）

	当日	1 日後	3 日後	7 日後	1 月後
避難者数	2,291	686	167	104	23

③ 孤立集落（平成 21 年 8 月 13 日全地区解消）

地区名	対象世帯数	対象人員	孤立原因
宇 根	28	63	進 入 路 崩 壊
目 高	8	10	〃
若 州	3	3	〃
水 根	5	5	〃
下長尾	3	8	〃

④ ライフラインの被害と復旧状況

ア) 水道（全面復旧：平成 21 年 8 月 27 日・18 日後）

	1 日後	2 日後	3 日後	6 日後	10 日後
飲料水の供給	4,350 世帯 13,919 人	4,350 世帯 13,919 人	4,350 世帯 13,919 人	1,850 世帯 5,922 人	4 世帯 11 人

イ) 電気

種別	被害状況		全面復旧完了日
電気	停電戸数	8/10 ピーク時 約 2,700 戸	9 月 7 日

⑤ 高速道路の状況

種別	規制区間	規制内容	規制開始時刻	備考
高速道路 (中国自動車道)	山崎 IC～佐用 IC(上下線)	通行止	8月9日 19:51	
	山崎 IC～美作 IC(上下線)	通行止	8月9日 19:55	佐用～美作間の追加
	山崎 IC～津山 IC(上下線)	通行止	8月10日 00:10	美作～津山間の追加
	山崎 IC～津山 IC(上り線) 福崎 IC～津山 IC(下り線)	通行止	8月10日 01:00	山崎～福崎(下りのみ)の追加
	上記規制区間すべて	通行解除	8月10日 17:30	作東(出入)、佐用(流出)のランプ規制は継続
	佐用 IC(流出ランプ)	規制解除	8月12日 10:00	規制の全面解除

⑥ 道路の被害状況（佐用町内の通行不能箇所）※片側通行箇所は町内で 100 箇所以上

道路種別	崩土などによる全面通行止の箇所数
県管理道路	24 箇所
町管理道路	52 箇所

⑦ 鉄道の被害状況

路線名	運行不可能区間	運行再開状況
JR 姫新線	播磨新宮駅～美作江見駅	播磨新宮駅～佐用駅間の運行再開（8/21） 佐用駅～美作江見駅間の運行再開（10/5）→全線開通
智頭線	久崎駅～大原駅	全線運行再開（8/29）

⑧ 防災拠点（本庁舎・各支所）、西はりま消防組合（佐用消防署）

本庁舎 1 階浸水（10 月 30 日工事完了、上月支所 1 階浸水（11 月 6 日工事完了）

※ 南光支所、西はりま消防組合（佐用消防署）も浸水想定区域内にあり浸水の可能性がある。

第5節 非常時優先業務の選定

1 災害応急対策業務の業務継続目標

第1章「業務継続の基本方針等」に示した基本方針に基づく、全庁的な災害応急対策業務の業務継続における目標は、(別表2) 災害応急対策業務の業務継続目標のとおりとする。

これは、地域防災計画災害応急対策業務の業務継続目標を定めたものであり、次に示す点に留意し検討したものである。

■ 留意点

- ① 業務開始目標時間にどの業務が該当するかは、「いつまでに当該業務が一定程度実施されているのが望ましいか」という観点で検討
- ② 災害応急対策業務と通常業務で重複する業務は、災害応急対策業務に整理
- ③ 業務は、内容が分かるように具体的に記載
- ④ 社会的影響の重大性から検討
- ⑤ 業務開始目標時間が大きく異なる場合、最も早い時期を業務継続目標時間として設定
- ⑥ 応急業務の漏れが生じないよう、地域防災計画との整合性に留意し検討
- ⑦ 発災から時間が経過し、実際の被害状況等を受けて実施が決まる業務が多くなることに留意し検討

■ 業務一覧作成の参考資料

- ① 地域防災計画の事務分掌
- ② 防災対策マニュアル

2 通常業務の業務継続目標

町における具体的な通常業務を、(別表3) 各課の通常業務の業務継続目標のとおりとする。

これは、佐用町課設置条例及び佐用町行政組織規則等から、各課の業務継続目標を定めたものであり、次に示す点に留意し検討したものである。

■ 留意点

- ① 業務開始目標時間にどの業務が該当するかは、「いつまでに当該業務が一定程度実施されているのが望ましいか」という観点で検討
- ② 災害応急対策業務と通常業務で重複する業務は、災害応急対策業務に整理
- ③ 業務は、内容が分かるように具体的に記載
- ④ 社会的影響の重大性から検討
- ⑤ 課ごとに検討
- ⑥ 住民及び町にとって業務開始の「必要性」の視点から検討
- ⑦ 町のほぼ全域が被災した場合を想定した基準となっているため、被災していない地域の通常業務の再開が遅延しないよう検討

■ 業務一覧作成の参考資料

- ① 佐用町課設置条例の各課事務分掌
- ② 佐用町行政組織規則の各課事務 など

※ 被害状況により、必ずしも業務継続目標のとおりにはならないことや、優先順位が変わることがある。

※ 業務の目標時間を示したものであり、大分部の業務は目標時間以降も継続する。

3 評価基準

各業務の評価基準は次のとおりです。

(1) 3 時間以内

発災後 3 時間以内に業務着手しないと、住民の生命や生活に重大な影響を及ぼすため、限られた資源の中で優先的に対策を講じることが必要な業務

(2) 24 時間以内

発災後 24 時間以内に業務に着手しないと、住民の生命や生活等に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中で早期に対策を講じることが必要な業務

(3) 3 日以内

発災後 3 日以内に業務に着手しないと、住民の生命や生活等に影響を及ぼすため、限られた資源の中で早期に対策を講じることが必要な業務

(4) 1 週間以内

発災後 1 週間以内に業務に着手しないと、住民の生命や生活等に影響を及ぼすため、限られた資源の中で早期に対策を講じることが必要な業務

(5) 1 か月以内

発災後 1 ヶ月は業務を停止しても、住民生活に大きな影響を及ぼさないと見込まれる業務

(6) 応急・復旧後

一定期間業務を停止しても、住民生活に大きな影響を及ぼさないと見込まれる業務

4 非常時優先業務

非常時優先業務は、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い応急・復旧・復興業務である（別表 2）災害応急対策業務の業務継続目標のほか、業務継続の優先度の高い通常業務である（別表 3）各課の通常業務の業務継続目標から作成した、（別表 4）非常時優先業務の業務継続目標のとおりとする。

(別表2) 災害応急対策業務の業務継続目標

目標時間 業務内容	3 時間以内	24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	1 か月以内	消防団・自主防災 組 織 等 の 活 動
組織及び配備等	・ 災害対策本部体制の設置 ・ 職員配備の決定及び配備 ・ 本部会議の開催、運営 ・ 職員の参集状況及び安否確認 ・ 庁舎等の施設の安全確認 ・ 消防団の出動要請 ・ 警戒区域の設定 など	・ スタッフ管理 ・ 災害支援協力者制度による災害対策人員の確保など	・ 職員のスタッフ管理 (健康管理含む)			・ 組織の確立
災害救助法、国 及び県への対応、議会対応			・ 災害救助法の適用申請業務 ・ 議会への報告	・ 国、県への要望 ・ 国等からの視察対応		
情報の収集及び 伝達	・ 情報機器の確保 (フェニックス防災システム、防災行政無線、エリアメール、佐用チャンネル、町ホームページ等) ・ 被害情報の収集 ・ 県及び警察等の防災関係機関との連絡調整 ・ 情報の整理 ・ 情報の伝達 (避難指示の発令等) ・ 県等への災害報告 ・ 情報共有 など	・ 代替通信機器の確保 ・ 被害調査 など				・ 被害状況把握 ・ 町及び住民等への情報伝達
広報	・ 住民、報道機関等への広報					・ 地域住民への周知

目標時間 業務内容	3 時間以内	24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	1 か月以内	消防団・自主防災 組 織 等 の 活 動
応援体制	・動員計画 ・県及び他市町への応援要請 ・自衛隊への派遣要請 ・連絡員等の受け入れ など	・臨時ヘリポート開設 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援 ・災害ボランティア活動の派遣要請 など	・災害ボランティア職員の受け入れ及び後方支援			・町への応援要請
避難対策	・避難施設等の安全確認 ・避難所の開設 ・避難者の受け入れ など	・炊き出し ・食料、飲料水、物資等の確保及び供給、 ・避難所の運営 ・避難者の体調管理 ・避難所以外の避難者支援 ・災害時要援護者支援 ・福祉避難所の設置 ・義援物資の募集受け入れ ・防犯対策 など	・ニーズの把握 ・ペット対策 ・入浴対策			・一時避難所の設置 ・避難及び避難誘導 ・要援護者支援 ・避難所運営の協力
消火活動等	・消火、避難など					・初期消火活動
救助・救急活動 医療・助産対策 精神医療	・救急・救助活動体制の確立 ・救急医療活動 ・避難所等での医療対策 ・患者の搬送	・遺体の収容、処理 ・救護所の設置	・精神科救護所の設置 ・メンタル、ヘルスケア	・心のケア相談		・救急・救助活動
孤立集落対策	・情報収集		・物資等の配送 ・道路等の応急復旧			・町等への情報伝達

目標時間 業務内容	3 時間以内	24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	1 か月以内	消防団・自主防災 組 織 等 の 活 動
安否確認、行方 不明者の捜索、 遺体の処置等		・安否確認 ・行方不明者の捜索 ・遺体安置所の設置				・安否確認 ・行方不明者の捜索 ・警察署等への連絡
旅行者等対策、 各施設対策	・情報伝達 ・安全確保及び報告					
飲料水、食料及 び物資の供給	・断水エリアの特定	・施設等の被害状況の把握 ・給水活動 ・食料の供給（炊き出し含む）	・公平な配分			・数量の把握及び 報告及び公平な配 分
災害応急対応	・防災資機材の調達 ・ポンプ操作 ・通行規制	応急対策の実施 （二次被害予防、道路等の 応急対策など）				・被害状況把握、 町及び住民等への 情報伝達
保健衛生、感染 症対策、 食品衛生対策等		・感染症対策 （防疫、保健衛生活動など） ・仮設トイレの設置	・食中毒の防止 ・防疫対策 ・巡回健康相談 ・訪問指導	・巡回栄養相談 ・巡回歯科健康相 談		・地域住民への広 報
ライフラインの 応急対策	・情報収集 ・情報伝達					・地域住民への広 報
交通・輸送対策	・車両の移動 ・車両の確保及び管理 ・情報収集 ・情報伝達	・通行止め等の対策 ・車両の撤去 ・道路等の応急復旧 ・障害物の除去 ・緊急輸送路の指定及び確保 ・燃料の確保 ・高速道路免除申請証明書 発行 ・緊急輸送				・地域住民への広 報

目標時間 業務内容	3 時間以内	24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	1 か月以内	消防団・自主防災 組 織 等 の 活 動
廃棄物処理対策		・ごみ処理対策 ・し尿処理対策 (仮設トイレの確保含む)		・ガレキ対策		・地域住民への広報
教育対策等	・園児、児童、生徒の安否確認	・被害状況調査	・心のケア ・文化財対策	・応急教育、保育	・学用品の給与	
生活支援対策		・義援金の受け入れ	・家屋被害調査開始 ・応急危険度判定開始 ・義援金の広報 ・各種支援業務窓口の設置 ・住宅相談窓口の設置 (住宅応急修理等) ・風呂の無料開放	・各種支援の広報 ・各種支援業務の開始(り災証明書発行含む) ・一時宿泊所の確保	・災害弔慰金等 ・応急仮設住宅入居 ・住宅のあっせん ・被災者生活再建支援金、フェニックス共済等 ・義援金配分委員会 ・義援金第一次配分 ・被災者への租税減免 ・農林業及び商工業対策など	・地域住民への広報

(別表3) 各課の通常業務の業務継続目標

目標時間 課	3 時間以内	24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	1 か月以内	応急・復旧後
総務課	・秘書及び渉外 ・公印の保管	・選挙管理委員会	・文書の收受及び発送 ・行政事務調整 ・工事の入札及び契約 ・自動車臨時運行許可	・職員の人事、給与 ・町有財産の取得、管理等 ・予算及び財政計画 ・陳情及び要望 ・地方交付税等交付金 ・起債、一時借入金	・議会提案 ・職員共済組合等 ・財政基金 ・文書法制事務、告示	・職員の人事評価、研修 ・儀式、式典、ほう賞及び表彰 ・行財政改革 ・委員会、審査会、審議会等
情報政策課		・電子情報 ・個人情報保護及び情報セキュリティ			・広報及び広聴	・各種統計 ・地域交流事業等の記録 ・審査会（情報公開・個人情報）
企画防災課	・災害対策本部		・公共交通対策	・災害復興本部 ・防犯対策（防犯灯等）	・過疎計画 ・辺地計画 ・西播磨市町長会 ・兵庫岡山隣接市町村協議会 ・交通安全対策	・総合企画 ・委員会、審議会 ・まちづくりの推進 ・復興計画の総合的推進 ・災害対応に係る検証 ・地域交流及び国際交流 ・まちづくり事業の総合調整 ・町並み保存事業 ・地域防災計画及びマニュアル ・水防計画
税務課			・町民税証明 ・固定資産税証明 ・軽自動車税証明 ・軽自動車の登録等	・所得税の確定申告 ・町県民税の申告 ・償却資産の申告	・町県民税の課税 ・法人町民税の課税 ・入湯税の課税 ・固定資産の評価 ・固定資産税の課税 ・軽自動車税の課税 ・たばこ税の課税 ・税、使用料等の時	・町税の納税相談

目標時間 課	3 時間以内	24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	1 か月以内	応急・復旧後
					効の管理 ・町税の徴収	
住民課		・埋火葬の許可	・戸籍、住民登録等 ・印鑑の登録 ・身分証明その他証明	・国民健康保険、国民年金福祉年金等の相談等 ・福祉医療費助成 ・後期高齢者医療 ・公害対策	・自然保護、環境衛生 ・国民健康保険税の賦課徴収	・犯歴名簿 ・人口動態 ・畜犬登録及び狂犬病予防注射 ・地球の温暖化対策 ・審議会等
健康福祉課		・感染症の予防及び防疫	・生活保護 ・ホームレス、行旅死病人 ・障害者の移送施策 ・要保護児童対策 ・自殺対策 ・DV対策	・身体障害者福祉 ・知的障害者福祉 ・精神障害者福祉 ・精神保健事業	・児童、児童扶養、特別児童扶養手当 ・予防接種及び健診等 ・保健事業、母子保健事業 ・歯科保健事業 ・栄養指導及び訪問指導	・委員会、審査会、協議会 ・がん検診
高年介護課			・老人保護措置 ・高齢者の移送施策 ・在宅福祉サービス ・介護保険サービス ・家族介護支援 ・地域包括支援センターの運営 ・高齢者の虐待防止 ・権利擁護 ・高齢者総合相談、支援	・介護認定及び受給者管理 ・要支援者の訪問調査及び実態把握 ・介護保険認定審査会 ・入所判定委員会 ・地域ケア会議	・地域福祉センターの管理運営 ・老人介護の相談及び助言 ・介護保険料の賦課徴収 ・介護予防、生活支援サービス	・地域支援事業 ・高年クラブ ・軍人恩給、扶助料及び年金 ・敬老事業及び長寿祝金 ・高齢者等の住宅改造 ・介護保険運営協議会

目標時間 課	3 時間以内	24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	1 か月以内	応急・復旧後
農林振興課			・ 有害鳥獣の捕獲 ・ 病虫害の防除 ・ 家畜伝染病対策 ・ 畜産公害	・ 農産公害 ・ 農地等の災害復旧	・ 農業金融制度 ・ 農地等の災害復興 ・ 治山治水	・ 農業、畜産及び水産業の振興 ・ 農地、棚田の保全及び管理 ・ 都市と農村の交流事業 ・ 農会長会、委員会、協議会等、農業者年金 ・ 農業生産基盤整備 ・ 土地改良区、土地改良事業 ・ 農道整備事業 ・ かんがい用水路及びため池整備事業 ・ 林道及び作業道事業 ・ 森林計画 ・ 林地崩壊防止事業 ・ 財産区及び集落有財産
商工観光課					・ 消費者行政 ・ 町営住宅入居等事務 ・ 町営住宅等の維持管理 ・ 商工業制度金融 ・ 労働政策、雇用対策 ・ 町営住宅使用料の徴収	・ 商工業の振興・復興 ・ 商工業振興団体 ・ 大規模小売店法関連 ・ 委員会、審議会等 ・ 特産物の振興 ・ 地名、施設案内表示等 ・ 観光協会 ・ 定住促進 ・ 宅地造成の企画立案 ・ 空地及び空家対策事業 ・ 農村工業導入事業及び工場誘致 ・ 町営住宅の建築 ・ 町営住宅再生マスタープラン
建設課					・ 治水	・ 道路、橋梁、河川その他土木 ・ 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興

目標時間 課	3 時間以内	24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	1 か月以内	応急・復旧後
						・土地利用計画・河川復興事業 ・国県道の建設事業の推進 ・土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 ・建築基準法の施行 ・公有土地及び水面・都市計画 ・開発行為の調整 ・国土調査法の施行 ・法定外公共物 ・委員会等 ・公共用地の取得 ・屋外広告物 ・公共事業に伴う補償及び登記 ・河川復興事業の推進 ・河川復興事業に係る公共用地の取得 ・地籍調査事業の計画・推進・実施
上下水道課			・水道用水供給施設の維持管理 ・上下水道施設等の維持管理 ・消火栓の管理 ・上下水道の申請受付	・水道資源及び水質の保全 ・生活排水施設の水質の保全 ・上下水道の使用の許認可	・上下水道料金の徴収及び滞納整理等 ・上下水道会計 ・各事業実施に伴う上下水道管等の移設	・上下水道事業の記録の整理保管等 ・上下水道事業の広報普及活動 ・上下水道審議会 ・上下水道の配管図及び諸台長の整備及び管理並びに財産の管理 ・上下水道の事業計画、事業推進 ・上水道及び下水道の施設整備計画 ・生活排水処理施設の整備 ・雨水排水施設及び設備の整備運営及び管理 ・上下水道の設備に係る河川の占用
生涯学習課					・さよう文化情報セ	・生涯学習の総合企画及び推進

目標時間 課	3 時間以内	24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	1 か月以内	応急・復旧後
					ンター、図書館の管理及び運営	・まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） ・生涯学習施設の管理及び運営 ・人権啓発事業 ・社会教育関係団体の育成指導 ・青少年育成 ・芸術文化の振興、関係団体の育成 ・生涯学習事業の運営 ・高年大学、障がい者教室の開設運営 ・自治会の生涯学習活動 ・芸術文化事業の実施 ・郷土文化の継承及び保存 ・スポーツ振興事業の推進 ・社会体育の推進及び事業実施 ・レクリエーション活動の振興 ・社会体育施設の管理及び運営 ・スポーツクラブ 21 ひょうご
会計課		・災害義援金口座の開設	・現金の収納及び保管 ・歳計外現金の出納 ・支出負担行為の確認 ・支出命令書の審査 ・小切手の振出 ・口座振替払等支払 ・伝送処理等	・日報の確認、日計作成 ・口座振替等収入 ・国庫金等公金の収入 ・収入伝票及び調定伝票の整理 ・支出伝票の整理	・有価証券の出納及び保管 ・給与関係の審査及び支払	・指定金融機関との調整等 ・公金管理委員会 ・決算書作成
議会事務局		・公印の保管		・文書の収受、発送、	・議会に属する予算	・議会関係諸規程の制定及び改廃

目標時間 課	3 時間以内	24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	1 か月以内	応急・復旧後
				保管 ・議員の公務災害 ・議事日程及び諸報告	及び経理事務 ・議案、請願、陳情、決議意見書等 ・議会の本会議 ・議員全員協議会、議会運営委員会 ・議案の審議に必要な資料の調製	・儀式、接待及び交際 ・議員共済会 ・会議録その他会議記録の調製保管 ・委員会及び公聴会 ・議会の広報 ・町政に関する調査並びに検査及び情報の収集並びに整理
支所、出張所	・消防団との連絡調整 ・被害状況の調査等	・埋火葬の許可	・戸籍、住民登録、印鑑の登録及び証明 ・身分証明その他証明 ・行路病死人 ・各種相談業務 ・税務証明、相談 ・上下水道の申請、受付	・所管施設の維持管理 ・国保、年金、福祉医療、後期高齢、障害者福祉、介護保険窓口業務 ・児童福祉事務	・交通安全対策	・地域活動の推進及び支援 ・自治振興組織及び各種団体との連携及び事業推進 ・地域交流事業の推進 ・交流施設の事業推進 ・社会教育関係団体の育成事業の推進 ・文化振興事業の推進 ・スポーツ振興事業の推進 ・生涯学習事業の推進
教育課	・教職員の参集、安否確認 ・児童、生徒の安否確認		・通学路の安全性の確保 ・学校施設管理 ・学校給食施設の管理運営	・職員の人事、給与等 ・就学事務、就学援助費の補助 ・教科書採択の事務、給与 ・文化財の調査、保存等 ・学童保育 ・学校給食事務 ・学校教育事業 ・適応指導教室 ・学級編成、教職員	・予算及び決算 ・青少年育成センター	・学校教育施設の整備 ・教育委員会規則等の制定、改廃並びに告示及び公示 ・指定文化財の指定及び解除 ・古文書の調査、整理及び保存 ・研究及び研修 ・学校教育統計 ・教職員の免許事務

目標時間 課	3 時間以内	24 時間以内	3 日以内	1 週間以内	1 か月以内	応急・復旧後
				の配当 ・公務災害		
保育園	・保育園の維持 管理運営			・乳幼児の保育 ・各保育園間の連携	・保育園の事務	
西はりま天文 台公園	・西はりま天文 台公園の管理 運営				・公印及び職印の管 守 ・公園の会計事務 ・宿泊業務 ・施設利用者の受付 事務等	・公園施設の管理及び運営 ・施設利用に係る営業活動 ・自然学校事業の企画立案、運 営 ・自然学校事業の広報及び宣伝 ・野外活動センターの管理 ・天文関係施設の管理運営
子育て支援セ ンター	・子育て支援セ ンターの管理 運営				・子育て支援 ・子育て相談	・両親教育事業
給食センター	・学校給食セン ターの管理運 営	・各小中学校 との連絡調整		・学校給食の調理及 び配送業務 ・学校給食の事務		・学校給食運営委員会
笹ヶ丘荘					・笹ヶ丘荘の管理運 営 ・笹ヶ丘ドームの管 理運営	・都市農村交流事業等の実施
南光自然観察 村					・南光自然観察村の 管理運営	・都市農村交流事業等の実施

1 統括部（企画防災課、情報政策課広報室）

※課・室名（配備人員）は、令和４年度職員配備計画の配備人員
※参集想定人員は、第６節「必要資源に関する分析と対策の検討」１「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」地震時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

2 総務対策部（総務課、情報政策課〔広報室除く〕、会計課、議会事務局、税務課）

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・職員の参集状況及び安否確認 ・庁舎等の施設の安全確認 ・情報機器の確保 ・被害情報の収集 ① 災害モニター ② 佐用地域自治会 ③ 住民 など ・情報共有、連絡調整 ① 全対策部 ② ライフライン ③ 公共交通機関 など ・情報の整理（全体） ・動員計画 ・県及び他市町への応援要請 ・自衛隊への派遣要請 ・連絡員等の受け入れ ・車両の移動 ・車両の確保及び管理	・秘書及び渉外 ・公印の保管	■ 24時間以内 (計13名)	■ 1時間以内 3名 ■ 3時間以内 8名 ■ 12時間以内 13名
24時間以内	・スタッフ管理 ・災害支援協力者制度による災害対策人員の確保 ・代替通信機器の確保 ・被害調査 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援 ・義援物資の募集受け入れ ・安否確認 ・行方不明者の搜索 ・車両の撤去 ・燃料の確保 ・障害物の除去 ・義援金の受け入れ ・高速道路免除申請証明書発行 ・警察等との連携による警備（防犯対策含む） ・その他の庶務	・電子情報 ・個人情報保護及び情報セキュリティ ・選挙管理委員会 ・災害義援金口座の開設	■ 24時間後 (計22名)	■ 24時間後 13名 ■ 3日後 16名 ■ 1ヶ月後 20名

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
3 日以内	・ 職員のスタッフ管理 (健康管理含む) ・ 議会への報告 ・ 家屋被害調査開始 ・ 義援金の広報 ・ 各種支援業務窓口の設置	・ 文書の收受及び発送 ・ 行政事務調整 ・ 工事の入札及び契約 ・ 自動車臨時運行許可 ・ 町民税証明 ・ 固定資産税証明 ・ 軽自動車税証明 ・ 軽自動車の登録等 ・ 現金の収納及び保管 ・ 歳計外現金の出納 ・ 支出負担行為の確認 ・ 支出命令書の審査 ・ 小切手の振出 ・ 口座振替払等支払 ・ 伝送処理等		
1 週間以内	・ 国、県への要望 ・ 国等からの視察対応 ・ 各種支援業務の開始 (り災証明書発行含む)	・ 職員の人事、給与 ・ 町有財産の取得、管理等 ・ 予算及び財政計画 ・ 陳情及び要望 ・ 地方交付税等交付金		
1 週間以内		・ 起債、一時借入金 ・ 所得税の確定申告 ・ 町県民税の申告 ・ 償却資産の申告 ・ 日報の確認、日計作成 ・ 口座振替等収入 ・ 国庫金等公金の収入 ・ 収入伝票及び調定伝票の整理 ・ 支出伝票の整理 ・ 文書の收受、発送、保管 ・ 議員の公務災害 ・ 議事日程及び諸報告		
1 か月以内	・ 義援金配分委員会 ・ 義援金第一次配分 ・ 被災者への租税減免	・ 議会提案 ・ 職員共済組合等 ・ 財政基金 ・ 文書法制事務、告示 ・ 町県民税の課税 ・ 法人町民税の課税 ・ 入湯税の課税 ・ 固定資産の評価		

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
1か月以内		・固定資産税の課税 ・軽自動車税の課税 ・たばこ税の課税 ・税、使用料等の時効の管理 ・町税の徴収 ・有価証券の出納及び保管 ・給与関係の審査及び支払 ・議会に属する予算及び経理事務 ・議案、請願、陳情、決議意見書等 ・議会の本会議 ・議員全員協議会、議会運運営委員会 ・議案の審議に必要な資料の調製 ・兵庫県義援金 ・兵庫県援護金		
応急・復旧後		・職員の人事評価、研修 ・儀式、式典、ほう賞及び表彰 ・行財政改革 ・委員会、審査会、審議会等 ・審査会（情報公開・個人情報） ・指定金融機関との調整等 ・公金管理委員会 ・決算書作成 ・議会関係諸規程の制定及び改廃 ・儀式、接待及び交際 ・議員共済会 ・会議録その他会議記録の調製、保管 ・委員会及び公聴会 ・議会の広報 ・町政に関する調査並びに検査及び情報の収集並びに整理 ・町税の納税相談		

※ 課・室名（配備人員）は、令和4年度職員配備計画の配備人員

※ 参集想定人員は、第6節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」地震時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

3 生活対策部（住民課、クリーンセンター、商工観光課、生涯学習課）

業務開始 目標時間	非常時優先業務		参集 想定人員	業務開始 目標時間
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・生活対策部職員の参集状況及び安否確認 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・現地機関等との連絡調整 ・旅行者等の安全確保及び報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請		■ 24時間以内（計13名）	■ 1時間以内 3名 ■ 3時間以内 8名 ■ 12時間以内 13名
24時間以内	・生活対策部職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援 ・食料、飲料水、物資等の確保及び供給 ・緊急輸送 ・避難所以外の避難者支援 ・遺体安置所の設置 ・遺体の収容、処理 ・感染症対策（防疫） ・仮設トイレの設置 ・ごみ、し尿処理対策 ・町営住宅災害対策	・埋火葬の許可	■ 24時間後（計21名）	■ 24時間後 13名 ■ 3日後 15名 ■ 1ヶ月後 19名
3日以内	・支援物資募集及び広報活動 ・ペット対策 ・入浴対策 ・物資等の配送 ・食料等の公平な配分 ・住宅相談窓口の設置（住宅応急修理等） ・風呂の無料開放	・戸籍、住民登録等 ・印鑑の登録 ・身分証明その他証明 ・消費者行政 ・町営住宅入居等事務 ・町営住宅等の維持管理		
1週間以内	・ガレキ対策 ・一時宿泊所の確保 ・住宅の応急修理	・国民健康保険、国民年金、福祉年金等の相談等		
1か月以内	・応急仮設住宅入居 ・住宅のあっせん ・被災者の保険料免除	・後期高齢者医療 ・公害対策 ・自然保護、環境衛生 ・国民健康保険税の賦課徴収 ・商工業制度金融		

業務開始 目標時間	非常時優先業務		参集 想定人員	業務開始 目標時間
	応急業務	通常業務		
1か月以内		・労働政策、雇用対策 ・町営住宅使用料の徴収 ・さよう文化情報センター、図書館の管理及び運営		
応急・復旧後		・犯歴名簿、人口動態 ・畜犬登録及び狂犬病予防注射 ・地球の温暖化対策 ・商工業の振興・復興 ・商工業振興団体 ・大規模小売店法関連		
応急・復旧後		・委員会、審議会等・特産物の振興 ・地名、施設案内表示等 ・観光協会 ・定住促進 ・宅地造成の企画立案 ・空地及び空家対策事業 ・農村工業導入事業及び工場誘致 ・町営住宅の建築 ・町営住宅再生マスタープラン ・生涯学習の総合企画及び推進 ・まちづくり推進会議（生涯学習・スポーツ部会） ・生涯学習施設の管理及び運営 ・人権啓発事業 ・社会教育関係団体の育成指導 ・青少年育成 ・芸術文化の振興、関係団体の育成 ・生涯学習事業の運営 ・高年大学、障がい者教室の開設運営 ・自治会の生涯学習活動 ・芸術文化事業の実施 ・郷土文化の継承及び保存 ・スポーツ振興事業の推進 ・社会体育の推進及び事業実施 ・レクリエーション活動の振興 ・社会体育施設の管理及び運営 ・スポーツクラブ 21 ひょうご		

※ 課・室名（配備人員）は、令和4年度職員配備計画の配備人員

※ 参集想定人員は、町業務継続計画の第6節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」水害時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

4 教育対策部（教育課）

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・教育対策部職員の参集状況及び安否確認 ・児童、生徒の安全確保 ・児童、生徒の避難及び報告 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・避難施設等の安全確認 ・避難所の開設 ・避難者の受け入れ ・避難所避難者の確認と報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請	・教職員の参集、安否確認 ・児童、生徒の安否確認	■ 24時間以内 (計18名)	■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 11名 ■ 12時間以内 18名
24時間以内	・教育対策部職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・避難所の運営 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援		■ 24時間後 (計30名)	■ 24時間後 18名 ■ 3日後 21名 ■ 1ヶ月後 27名
3日以内	・心のケア ・文化財の災害に関する調査及び復旧対策 ・災害相談	・通学路の安全性の確保 ・学校施設管理 ・学校給食施設の管理運営		
1週間以内	・応急教育	・職員の人事、給与等 ・就学事務、就学援助費の補助 ・教科書採択の事務、給与 ・文化財の調査、保存等 ・学童保育 ・学校給食事務 ・学校教育事業 ・適応指導教室 ・学級編成、教職員の配当 ・公務災害		
1か月以内	・学用品の給与 ・被災児童生徒の生活救済対策	・予算及び決算 ・青少年育成センター		
応急・復旧後		・学校教育施設の整備 ・教育委員会規則等の制定、改廃並びに告示及び公示 ・指定文化財の指定及び解除 ・古文書の調査、整理及び保存 ・研究及び研修 ・学校教育統計 ・教職員の免許事務		

※ 課・室名（配備人員）は、令和4年度職員配備計画の配備人員

※ 参集想定人員は、第6節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」地震時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

5 医療健康対策部

(健康福祉課健康増進室、高年介護課、佐用町保健センター)

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・医療健康対策部職員の参集状況及び安否確認 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・老人の養護 ・社会福祉施設等、現地機関等との連絡調整 ・聴覚障がい者等への情報伝達及び支援 ・社会福祉協議会との連絡調整 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請 ・救急医療活動 ・避難所等での医療対策 ・医療、助産活動 ・介護保険施設、医療機関等との連絡調整 ・災害情報の整理及び情報共有		■ 24時間以内 (計14名)	■ 1時間以内 3名 ■ 3時間以内 8名 ■ 12時間以内 13名
24時間以内	・医療健康対策部職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・避難者の体調管理 ・救護所の設置 ・感染症対策 (保健衛生活動など) ・災害医療支援の受入及び調整 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援 ・災害ボランティア活動の派遣要請 ・災害時要支援者支援 ・福祉避難所の設置	・感染症の予防及び防疫	■ 24時間後 (計22名)	■ 24時間後 14名 ■ 3日後 16名 ■ 1ヶ月後 20名
3日以内	・精神科救護所の設置 ・メンタル、ヘルスケア ・食中毒の防止 ・巡回健康相談 ・巡回訪問指導 ・災害相談 ・災害ボランティア職員の受け入れ及び後方支援 ・地域包括支援センターの運営・ニーズの把握	・介護保険サービス ・家族介護支援 ・生活保護 ・ホームレス、行旅死病人 ・老人保護措置 ・高齢者、障害者の移送施策 ・在宅福祉サービス ・要保護児童対策 ・自殺対策 ・DV対策 ・高齢者の虐待防止		

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
		・権利擁護 ・高齢者総合相談、支援		
1週間以内	・心のケア相談 ・巡回栄養相談 ・巡回歯科健康相談	・身体障害者福祉 ・知的障害者福祉 ・精神障害者福祉 ・社会福祉施設との連携 ・社会福祉協議会事業との連携 ・福祉医療費助成 ・介護認定及び受給者管理 ・要支援者の訪問調査及び実態把握 ・介護保険認定審査会 ・入所判定委員会 ・社会福祉施設との連携 ・精神保健事業 ・地域ケア会議		
1か月以内	・災害弔慰金 ・災害障害見舞金 ・災害見舞金 ・災害援護資金 ・生活福祉資金等の融資 ・被災者の保険料免除	・児童、児童扶養、特別児童扶養手当 ・予防接種及び健診等 ・保健事業、母子保健事業 ・歯科保健事業 ・地域福祉センターの管理運営 ・老人介護の相談及び助言 ・栄養指導及び訪問指導 ・介護保険料の賦課徴収 ・介護予防、生活支援サービス		
応急・復旧後		・委員会、審査会、協議会等 ・高年クラブ ・敬老事業及び長寿祝金 ・介護保険運営協議会 ・高齢者等の住宅改造 ・地域支援事業 ・がん検診 ・軍人恩給、扶助料及び年金		

※ 課・室名（配備人員）は、令和4年度職員配備計画の配備人員

※ 参集想定人員は、町業務継続計画の第6節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」水害時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

6 建設・農林対策部（建設課、農林振興課）

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・建設、農林対策部職員の参集状況及び安否確認 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・ポンプ操作 ・通行規制 ・巡回活動 ・応援事業者等の連絡調整 ・排水対策 ・交通の確保対策 (応急工事、通行止め、迂回路) ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請		■ 24時間以内 (計16名)	■ 1時間以内 4名 ■ 3時間以内 10名 ■ 12時間以内 16名
24時間以内	・建設農林対策部職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・応急対策の実施 (二次被害予防、道路等の応急対策など) ・道路等の応急復旧 ・緊急輸送路の指定及び確保 ・建築資機材の調達・配分 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援		■ 24時間後 (計26名)	■ 24時間後 16名 ■ 3日後 19名 ■ 1ヶ月後 24名
3日以内	・道路等の応急復旧 ・作物、家畜の伝染病予防、防疫 ・応急危険度判定開始 ・災害相談	・有害鳥獣の捕獲 ・病虫害の防除 ・家畜伝染病対策 ・畜産公害		
1週間以内	・建設農林対策にかかる自治会、農会等との連絡対応	・農産公害 ・農地等の災害復旧		
1か月以内	・農林業及び商工業対策 ・被害農林業者等に対する資金の融資・災害の調査及び査定の実施	・農業金融制度 ・農地等の災害復興 ・治山治水 ・治水		
応急・復旧後		・道路、橋梁、河川その他土木 ・道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興 ・土地利用計画 ・河川復興事業		

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
応急・復旧後		・ 国県道の建設事業の推進 ・ 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳 ・ 建築基準法の施行 ・ 公有土地及び水面 ・ 都市計画 ・ 開発行為の調整 ・ 国土調査法の施行 ・ 法定外公共物 ・ 委員会等 ・ 公共用地の取得 ・ 屋外広告物 ・ 公共事業に伴う補償及び登記 ・ 河川復興事業の推進 ・ 河川復興事業に係る公共用地の取得 ・ 農業、畜産及び水産業の振興 ・ 農地、棚田の保全及び管理 ・ 都市と農村の交流事業 ・ 農会長会、委員会、協議会等 ・ 農業者年金 ・ 農業生産基盤整備 ・ 土地改良区、土地改良事業 ・ 農道整備事業 ・ かんがい用水路及びため池整備事業 ・ 林道及び作業道事業 ・ 森林計画 ・ 林地崩壊防止事業 ・ 財産区及び集落有財産 ・ 地籍調査事業の計画、推進、実施		

※ 課・室名（配備人員）は、令和４年度職員配備計画の配備人員

※ 参集想定人員は、第６節「必要資源に関する分析と対策の検討」１「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」地震時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

7 上下水道対策部（上下水道課）

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・上下水道対策部職員の参集状況及び安否確認 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・水道関係事業者との連絡調整 ・断水エリアの特定 ・排水対策 ・災害情報の整理及び情報共有 ・兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づく他市町への応援・支援要請		■ 24時間以内 (計8名) ■ 24時間後 (計12名)	■ 1時間以内 2名 ■ 3時間以内 5名 ■ 12時間以内 7名 ■ 24時間後 8名 ■ 3日後 9名 ■ 1ヶ月後 11名
24時間以内	・上下水道対策部職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・施設等の被害状況の把握 ・住民からの連絡対応、自治会等との連絡対応 ・給水対策 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援			
3日以内	・上下水道施設等の応急・復旧対策 ・下水道施設等を活用したし尿処理協力 ・災害相談	・水道用水供給施設の維持管理 ・上下水道施設等の維持管理 ・消火栓の管理 ・上下水道の申請受付		
1週間以内		・水道資源及び水質の保全 ・生活排水施設の水質の保全 ・上下水道の使用の許認可		
1か月以内		・上下水道料金の徴収及び滞納整理等 ・上下水道会計 ・各事業実施に伴う上下水道管等の移設		
応急・復旧後		・上下水道事業の記録の整理保管等 ・上下水道事業の広報普及活動 ・上下水道審議会 ・上下水道の配管図及び諸台帳		

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
応急・復旧後		の整備及び管理並びに財産の 管理 ・上下水道の事業計画、事業推 進 ・上水道及び下水道の施設整備 計画 ・生活排水処理施設の整備 ・雨水排水施設及び設備の整備 運営及び管理 ・上下水道の設備に係る河川の 占用		

※ 課・室名（配備人員）は、令和４年度職員配備計画の配備人員

※ 参集想定人員は、第６節「必要資源に関する分析と対策の検討」１「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」地震時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

8 地域対策部（上月支所、南光支所、三日月支所、三河出張所）

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
3 時間 以内	・地域対策部職員の参集状況及び安否確認 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ① 住民からの連絡対応 ② 自治会等との連絡調整 ③ 人的被害の情報収集及び報告 ④ 避難者の報告 など ・災害情報の整理及び情報共有 ・情報伝達 ① 防災行政無線の管理運用 ② 地域住民への広報 ・防災資機材の調達 ・県及び他市町への応援要請	・消防団との連絡調整 ・被害状況の調査等	■ 24 時間以内 (計 23 名) 地域対策班 (2 名) ① 上月地域対策部 (7 名) ② 南光地域対策部 (7 名) ③ 三日月地域対策部 (7 名)	■ 1 時間以内 5 名 ■ 3 時間以内 14 名 ■ 12 時間以内 22 名
2 4 時間 以内	・地域対策部職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援 ・避難所開設等の応援	・埋火葬の許可	■ 24 時間後 (計 37 名) 地域対策班 (4 名) ① 上月地域対策部 (11 名) ② 南光地域対策部 (11 名) ③ 三日月地域対策部 (11 名)	■ 24 時間後 23 名 ■ 3 日後 26 名 ■ 1 ヶ月後 34 名
3 日 以内	・食料、飲料水、生活物資の配給の応援 ・医薬品、衛生材料の配給の応援 ・住民票、戸籍謄（抄）本、所得証明等各種証明発行や手続きなどのバックアップ体制 ・災害相談	・戸籍、住民登録、印鑑の登録及び証明 ・身分証明その他証明 ・行路病死入 ・各種相談業務 ・税務証明、相談 ・上下水道の申請、受付		
1 週間 以内		・所管施設の維持管理 ・国保、年金、福祉医療、後期高齢、障害者福祉、介護保険窓口業務 ・児童福祉事務		
1 か月 以内		・交通安全対策		

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
応急・復 旧後		・地域活動の推進及び支援 ・自治振興組織及び各種団体との連携及び事業推進 ・地域交流事業の推進 ・交流施設の事業推進 ・社会教育関係団体の育成事業の推進 ・文化振興事業の推進 ・スポーツ振興事業の推進 ・生涯学習事業の推進		

※ 課・室名（配備人員）は、令和４年度職員配備計画の配備人員

※ 参集想定人員は、第６節「必要資源に関する分析と対策の検討」１「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」地震時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

9 生活対策部現地機関

① 西はりま天文台公園

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・西はりま天文台公園職員の参集状況及び安否確認 ・施設の安全確認 ・入園者、宿泊者の安全確保 ・入園者、宿泊者の避難及び報告 ・入園者、宿泊者への災害状況等の伝達 ・園内、道路の安全確認及び侵入車両対策 ・被害情報の収集及び報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請	・西はりま天文台公園の管理運営	■ 24時間以内 (計3名)	■ 1時間以内 2名 ■ 3時間以内 2名 ■ 12時間以内 3名
24時間以内	・西はりま天文台公園職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・予約者対応 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援		■ 24時間後 (計3名)	■ 24時間後 3名 ■ 3日後 3名 ■ 1ヶ月後 3名
1か月以内		・公印及び職印の管守 ・公園の会計事務 ・宿泊業務 ・施設利用者の受付事務等	他スタッフ 名	
応急・復旧後		・公園施設の管理及び運営 ・施設利用に係る営業活動 ・自然学校事業の企画立案、運営 ・自然学校事業の広報及び宣伝 ・野外活動センターの管理 ・天文関係施設の管理運営		

② 笹ヶ丘荘

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・笹ヶ丘荘職員の参集状況及び安否確認 ・笹ヶ丘荘宿泊客等の安全確保 ・笹ヶ丘荘宿泊客等の避難及び報告 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請	・笹ヶ丘荘の管理運営	■ 24時間以内 (計1名)	■ 1時間以内 0名 ■ 3時間以内 1名 ■ 12時間以内 1名
24時間以内	・笹ヶ丘荘員のスタッフ管理 ・安否確認 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援	・笹ヶ丘ドームの管理運営	■ 24時間後 (計1名) - 他スタッフ9名	■ 24時間後 1名 ■ 3日後 1名
1週間以内	・避難者の一時受け入れ			■ 1ヶ月後 1名
応急・復旧後		・都市農村交流事業等の実施		

③ 南光自然観察村

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・南光自然観察村職員の参集状況及び安否確認 ・南光自然観察村宿泊客等の安全確保 ・南光自然観察村宿泊客等の避難及び報告 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請	・南光自然観察村の管理運営	■ 24時間以内 (計1名)	■ 1時間以内 0名 ■ 3時間以内 1名 ■ 12時間以内 1名
24時間以内	・南光自然観察村職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援		■ 24時間後 (計1名) - 他スタッフ6名	■ 24時間後 1名 ■ 3日後 1名 ■ 1ヶ月後 1名
1週間以内	・避難者の一時受け入れ			
応急・復旧後		・都市農村交流事業等の実施		

※ 課・室名（配備人員）は、令和4年度職員配備計画の配備人員

※ 参集想定人員は、町業務継続計画の第6節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」水害時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

10 医療健康対策部現地機関

① 保育園等

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・園児の安全確保 ・園児の避難及び報告 ・保育園職員の参集状況及び安否確認 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請	・保育園の維持管理運営	■ 24時間以内 (計25名) ■ 24時間後 (計41名)	■ 1時間以内 5名 ■ 3時間以内 15名 ■ 12時間以内 24名
24時間以内	・保育園職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援			
3日以内	・災害相談			
1週間以内	・応急保育	・乳幼児の保育 ・各保育園間の連携	他スタッフ 名	■ 3日後 29名 ■ 1ヶ月後 37名
1か月以内		・保育園の事務		

② 子育て支援センター

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	・子育て支援センター職員の参集状況及び安否確認 ・安全確保 ・避難及び報告 ・施設の安全確認 ・被害情報の収集及び報告 ・災害情報の整理及び情報共有 ・県及び他市町への応援要請	・子育て支援センターの管理運営	■ 24時間以内 (計1名) ■ 24時間後 (計1名) 他スタッフ6名	■ 1時間以内 0名 ■ 3時間以内 1名 ■ 12時間以内 1名 ■ 24時間後 1名 ■ 3日後 1名 ■ 1ヶ月後 1名
24時間以内	・子育て支援センター職員のスタッフ管理 ・安否確認 ・応援、派遣職員の受け入れ ・応援、派遣職員の後方支援			
3日以内				
1か月以内		・子育て支援 ・子育て相談		
応急・復旧後		・両親教育事業		

※ 課・室名（配備人員）は、令和4年度職員配備計画の配備人員

※ 参集想定人員は、町業務継続計画の第6節「必要資源に関する分析と対策の検討」1「必要資源の確保状況の確認と対策の検討」水害時の職員参集想定（勤務時間外）で計算

10 教育対策部現地機関

① 給食センター

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	- 給食センター職員の参集状況及び安否確認 - 施設の安全確認 - 被害情報の収集及び報告 - 災害情報の整理及び情報共有 - 県及び他市町への応援要請	給食センターの管理運営	■ 24時間以内 (計2名)	■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 2名 ■ 12時間以内 2名
24時間以内	- 給食センター職員のスタッフ管理 - 安否確認 - 炊き出し、輸送 - 応援、派遣職員の受け入れ - 応援、派遣職員の後方支援	各小中学校との連絡調整	■ 24時間後 (計3名) 他スタッフ18名	■ 24時間後 2名 ■ 3日後 3名 ■ 1ヶ月後 3名
3日以内				
1週間以内		- 学校給食の調理及び配送業務 - 学校給食の事務		
1か月以内				
応急・復旧後		学校給食運営委員会		

11 消防団本部、消防団

業務開始 目標時間	非常時優先業務		課・室名 (配備人員)	参集 想定人員
	応急業務	通常業務		
3時間以内	- 消防団本部職員の参集状況及び安否確認 - 施設の安全確認 - 被害情報の収集及び報告 - 災害情報の整理及び情報共有 - 消火、避難誘導 - 警戒活動、水防活動 - 救出救助活動 - 広報活動		■ 24時間以内 (計3名)	■ 1時間以内 1名 ■ 3時間以内 2名 ■ 12時間以内 3名
24時間以内	- 消防団の出動・解散命令連絡調整及び出動・解散報告 - 消防団活動状況の報告		■ 24時間後 (計4名)	■ 24時間後 3名 ■ 3日後 3名 ■ 1ヶ月後 4名
3日以内				
1週間以内				
1か月以内				
応急・復旧後				

第6節 必要資源に関する分析と対策の検討

1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討

発災時の資源状況を把握するとともに、非常時優先業務に必要な資源を分析する。資源が不足している場合、短期的な対策として必要な代替手段を確保し、中長期的な対策を検討する。

(1) 職員

参集を要する災害が発生した場合等、「地域防災計画」により、職員は配備場所に参集することになるが、地震の場合には職員自身やその家族の死傷、交通の途絶等の発生が想定され、平常時のようなスムーズな参集は見込めないと想定される。

職員は、あらかじめ定められた地震災害時における配備体制及び自己の任務を充分習熟し、震度4以上の地震の発生（自動配備基準）を察知したときは、速やかに配備命令に定められた勤務地へ参集し、防災活動を行う。また、配備命令のない場合であっても、ラジオ・テレビ等に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属長と連絡をとり、必要に応じて所属長の指揮下に入るように努める。

職員を含めたすべての人が「自分の命、家族の命を守る」ため、避難行動を最優先にすべきであり、職員が自らの命を守ることがその後の活動において多くの命を救う基本である。洪水や地震時には、職員自身の安全確保に留意して活動を実施する。

また、災害対応が長期にわたる場合、職員の心のケア等の健康管理を行い、職員の健康を考慮したローテーションを実施する。

① 地震時の職員参集想定（勤務時間外）

- ア) 職員の参集が最も低いと考えられる休日で想定する。
- イ) がけ崩れや建物の倒壊のため、徒歩での移動で計算する。
- ウ) 障害物等を考慮し通常の歩行速度より遅い3 km/hで計算する。
- エ) 1時間後、3時間後、12時間後、1日後、3日後、1ヶ月後で参集予測する。
- オ) 2日後までは、本人及び家族等の被災のため1割が参集できない。また、3割が救出・救助活動等のため参集できない。
- カ) 3日後は、本人及び家族等の被災のため1割が参集できない。また、2割が救出・救助活動等のため参集できない。
- キ) 1ヶ月後は、職員の死傷等により1割が参集できない。

■ 参集人員 (%)

1時間後	3時間後	12時間後	1日後	3日後	1ヶ月後
12%	36%	58%	60%	70%	90%

※ 休日の参集を想定

※ 兵庫県、神戸市、伊丹市、西宮市、芦屋市、宝塚市の地震発生当日の参集率の平均は約48%であり、発災から4日目までの平均は約76%であった。

② 水害時の職員参集想定（勤務時間外）

- ア) 職員の参集が最も低いと考えられる休日で想定する。
- イ) 早い段階での配備となるため、車での移動で計算する。
- ウ) 降雨により視界が悪いことを考慮し通常速度より遅い30 km/hで計算する。
- エ) 1時間後、3時間後、12時間後、1日後、3日後、1ヶ月後で参集予測する。
- オ) 1時間後、3時間後は外出等により4割が参集できない。
- カ) 12時間後、1日後、3日後は被災等により1割が参集できない。

■ 参集人員 (%)

1 時間後	3 時間後	12 時間後	1 日後	3 日後	1 ヶ月後
57%	60%	90%	90%	90%	100%

※ 休日の参集を想定

③ 確保対策

各対策部の災害活動に従事する職員の参集状況により、人員を必要とする対策部へ他対策部からの応援職員を配置するほか、町全体の活動人員が不足する場合には災害支援協力者制度による役場退職者などの支援のほか、県や他市町職員応援による人員の確保及び適切な人員配備を行う。(総務課)

(2) 防災拠点 (本庁舎・各支所)、西はりま消防組合 (佐用消防署) 等

本庁舎は、電源や通信手段の確保のめどが立たない事態など、不測の事態に備えるため、平素から本庁舎使用不能時の代替施設の検討を行うものとする。

① 地震

防災拠点は耐震基準を満たしており、倒壊の心配は低いと考えられる。

ただし、壁や柱、ガラスの破壊や亀裂の発生、棚、天井板、照明器具の落下などにより、破片等が床や廊下に散乱することが予測され、日中に地震があった場合、負傷者が出る可能性がある。また、エレベーターが停止することも予測される。

※ 構造物の倒壊は低いと考えられるが、天井の落下、外壁や窓ガラスなどの破損・落下、付属設備や機器の転倒・落下など、安全が確保できないことは想定される。

② 水害

本庁舎は、西館 2 階に防災拠点を整備している為、浸水の心配はないと考えられる。

※ 上月支所は、1 階が浸水するため、2 階を使用するものとする。

※ 南光支所、西はりま消防組合 (佐用消防署) も浸水想定区域内にあり浸水の可能性がある。

③ 確保対策

ア) 本庁施設

本庁舎西館 2 階に防災対策室等を備えた防災拠点を整備済

イ) 代替施設

上月支所、三日月支所、西はりま消防組合 (佐用消防署) など

※ 代替施設には、作業スペース (会議室、机、イス)、パソコン、プリンター、ネットワーク、電話、FAX、防災行政無線など確保できている。

■ 継続対策

棚等の転倒防災対策、ガラス・電灯等の飛散対策を実施する。(総務課)

(3) 電力 (地震・水害)

① 停電時の対応

停電した場合、自家発電に切り替わる。

② 確保対策

ア) 定期的に保守点検を実施

イ) 浸水対策として、庁舎等の 2 階以上に自家発電を設置済

ウ) サーバー等情報機器専用の自家発電装置を設置済

(4) 通信 (地震・水害)

① 通信手段

関係防災機関等との通信については、固定電話・携帯電話・I P無線機・さよう安全安心ネット・エリアメール・フェニックス防災システム・県衛星通信ネットワーク・防災行政無線・ケーブルテレビ・ホームページなどの通信機器を状況に応じ活用する。

② 確保対策（防災関係機関等との連絡）

ア) 孤立集落対策

I P無線機（訓練実施）

平成 25 年度以降、防災行政無線デジタル化に伴い双方向の通信手段を確保

イ) 災害時優先電話：防災情報システム 6 回線、25 回線（小中学校含む）

ウ) 非公開電話：防災室（2 回線）

エ) さよう安全安心ネット、エリアメール、ホームページ

a) 複数の担当者を配備

b) 災害時に必要な情報をより迅速に発信するため、ヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結

オ) 防災行政無線

本庁舎、上月支所、南光支所、三日月支所に放送卓あり

各小中学校及び地域づくり協議会、集落にコミュニティー放送設備を設置

(5) 情報システム

① バックアップ

情報システムは、各業務を支える重要なインフラであり、多重化などバックアップ体制を整備し、早期に復旧できる環境である。

② 確保対策

ア) 庁舎の被災時などに対応

a) 重要な業務などについては、代替施設等で業務継続する。

※ 21 年台風第 9 号災害では、本庁舎 1 階及び上月支所 1 階が浸水したため、南光支所及び三日月支所で戸籍業務や税務業務など、住民に必要な業務を実施した。

イ) サーバーの防災対策

a) サーバー等情報機器専用の自家発電装置を設置済

■継続対策

サーバーマシンの転倒防災対策を実施する。（情報政策課）

手作業で業務を継続することもあり、平時からマニュアルの整備や訓練等を行う。（全課）

(6) トイレ

① トイレの対策

災害時には、断水等によりトイレが使用できないことも想定される。

② 確保対策

ア) 住民課は仮設トイレを 9 基保管

イ) 企画防災課は避難所用とし 10 基確保

■継続対策

計画目標数を決定し、毎年計画的に確保する（住民課）

災害時には、災害の規模に応じて確保する（生活対策部）

※ 21 年台風第 9 号災害時には、97 基を設置

(7) 飲料水・食料等

① 職員の飲料水・食料の備蓄状況

現在、職員用の飲料水・食料を1食分備蓄している。

※ 内閣府の業務継続計画では、勤務時間内の発災用として全職員の1日分、勤務時間外の発災用としては非常時優先業務に従事する職員の5日分の食糧、飲料水の備蓄を進めることを定めている。

② 確保対策

ア) 24年度から計画的に、職員用の飲料水及び食料を備蓄（企画防災課）

※ 平成21年度台風第9号災害の対応から、上記※（内閣府の業務継続計画）とは異なるが、22年度から職員用の飲料水及び食料の備蓄を行い、24年度からは職員1食分300食の備蓄を行っている。

※ 食料等の提供は、災害直後、物流による食料などが不足することが想定されるため、教育対策部は、炊き出し（おにぎり等）やアルファ化米などにより提供する。物流による食料などが確保できる状況となった後の食料の提供は、生活対策部が行う。

■ 継続対策

大規模な災害時、物流による食料などが不足することが想定されるため、職員各自で応急対応時の3日分程度の必要となる物資（食料や飲料水等）を各家庭において備蓄する。（全職員）

(8) その他

本庁舎、各支所、西はりま消防組合（佐用消防署）には、平時から最低限必要なコピー用紙やトナーなどの消耗品を確保している。

2 計画的な対策の実施

1で非常時優先業務に必要な資源を分析した結果、業務開始目標時間までに非常時優先業務を開始・再開できないため、次のとおり計画的な対策を実施している。

必要資源	当時の現状	対策項目	対策後	担当課	備考
職員 ※ 地震時には、広域的な被害や道路状況により、応援に要する時間を要することを想定。	3時間後 地震 36% 水害 60%	・災害支援協力者制度 ・県及び他市町の応援	・3時間後 地震 46% 水害 70% ・12時間後 地震 70% 水害 100%以上	総務課	23年度より 実施済 実施済
防災拠点 ・本庁舎、各支所、西はりま消防組合（佐用消防署）	棚等の転倒 ガラス等の飛散	・転倒防止 ・飛散対策	・転倒なし ・飛散なし	総務課	25年度より 実施
	代替施設の確保	・本庁舎に防災対策室等を備えた施設を増築	・災害対策本部の維持可能	総務課 企画 防災課	平成26年度 完成
		・代替施設	・上月支所、三日月支所、西はりま消防組合（佐用消防署）など	総務課 企画 防災課	確保済
電力	非常用電源接続コンセントが分からない。	・非常用電源接続コンセントを明示	・非常用電源接続コンセントの把握	総務課 各課	25年度より 実施

必要資源	当時の現状	対策項目	対策後	担当課	備考
	情報機器、又はケーブルテレビが使用できない	・自家発電装置の設置	・情報機器及びケーブルテレビの使用が可能	情報政策課	25年度より実施
通信 (防災行政無線)	地区遠隔装置のない集落あり 孤立集落に衛星携帯電話(現IP無線機)がない集落あり	・地区遠隔装置の設置 ・防災行政無線デジタル化	・集落内放送可能 ・双方向通信可能	情報政策課	実施済
情報システム	サーバーの転倒防災未対策	・サーバーの転倒防止対策を実施 ・専用自家発電装置を設置	・サーバー転倒なし ・停電時に作動	情報政策課	25年度より実施
		・手作業で業務を継続するため、マニュアルの整備や訓練等を行う。	・手作業でも業務継続が可能	全課	防災対策マニュアル作成済 ※25年度より通常業務作成
トイレ	トイレ不足	・仮設トイレの確保 ※計画目標数を決定し、毎年計画的に確保	・トイレ不足解消	住民課	25年度より実施
				企画防災課	避難所用(10基確保済)
飲料水・食料等	職員の飲料水、食糧の不足	・職員用の飲料水及び食料を備蓄	・職員用の飲料水食料不足の解消	企画防災課	22年度より実施
		・職員各自で応急対応時の3日分程度の飲料水食料の備蓄		全職員	21年度より実施

※ 通常業務のマニュアルは、大部分の業務で作成してある。

3 災害警戒本部・災害対策本部の設置及び指揮の権限

(1) 指揮の権限

災害警戒本部・災害対策本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任するものとする。

① 災害対策本部等の権限の委任順位

第1位 副町長

第2位 教育長

第3位 企画防災課長

第4位 総務課長

地域対策班と対策本部が連絡不通になった場合は、各支所長に権限を委任する。

これ以降については、課長級を条件に災害時の業務負荷等を考慮して代行者を設定する。

② 各対策部の権限

上位の職の順とする。

(2) 避難指示等の発令

原則として、避難指示等の発令は、災害対策本部で行うが、通信の不通等により災害対策本部に被害状況等の報告ができない場合や土砂災害における危険など、危険が目前に迫り、緊急を要する場合、各地域対策部長の判断により避難指示等の発令を行うことができる。ただし、その場合にも各地域対策部は災害対策本部との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は災害対策本部に対して発令事実について速やかに報告する。

(3) 対策部長及び班長が不在の場合の指揮命令系統

対策部長及び班長が、死傷等により不在の場合、次のとおり、的確・迅速に指揮命令を行う。

- ① 対策部長及び班長と連絡がとれない場合、対策部ごとに定めた連絡網の上位者が指揮命令を行う。
- ② 対策部長及び班長と連絡がとれるが参集できない場合、対応に時間的余裕がある場合には、対策部長及び班長の指示を仰ぐが、迅速な対応が要求されるときには、連絡網で定めた上位者の判断で指揮命令を行い、対策部長及び班長には事後報告する。また、対策部長及び班長とは、可能な限り連絡を密にする。

(4) 災害対策本部等の設置が無い場合の行動

職員は、震度 4 以上のときは、自動配備となるが、大規模な災害時には多くの職員が参集できず災害対策本部等の設置ができないことも想定されるため、参集した職員が初動班を立ち上げ、災害対策本部を設置する。初動は被害状況の把握に努めるとともに、人命救助を最優先に応急対策を実施する。

第 7 節 非常時の対応の検討

大規模な災害が発生した場合には、地域防災計画に基づき速やかに非常時の態勢に移行する。その際、業務継続体制の検討結果を踏まえ、実際の被害状況に応じて適切に資源配分を行う。発災当初に資源の確保状況の確認や資源配分等を適切に行うため、関係機関の緊急連絡先等をまとめる。

関係機関の緊急連絡先は、地域防災計画資料編 第 2 編「災害予防・応急対策計画」第 3 章「情報の収集及び伝達」第 3 「情報の収集、連携、調査等」1 「関係機関の連絡先一覧表」のとおりとする。

第3章 業務継続体制の向上

第1節 教育・訓練等

1 職員の意識の向上

(1) 意識の高揚

総務課及び関係課は、災害応急対策を円滑に展開するため、業務継続計画及び必要なマニュアル等を作成しており、作成した業務継続計画等を全職員に配布するとともに、業務継続計画の重要性について周知徹底を図り職員の意識高揚を図っている。

(2) 研修

全課は、災害時の業務継続計画に関する職員研修会等を開催し、町の業務継続計画の周知徹底を図り、職員の意識向上に努める。

また、外部機関の研修にも積極的に職員を参加させる。

(3) 訓練

総務課及び関係課は、マニュアルに沿った教育・訓練計画を毎年策定し実施する。また、防災訓練等に町の業務継続計画の視点も取り入れ、実施するよう努める。

人事異動があった場合には、全課で異動職員に対し、発災時に非常時優先業務を遂行するため、どのような行動をとるべきか研修などを行い、事業継続力の維持を図る。

(4) 応援

他市町において大規模な災害が発生した場合には、積極的に職員を派遣し、経験を通して知見やノウハウの蓄積を図る。

2 教育・訓練に係る実施計画（例）

訓練等の種類	内 容	主担当課 (対象課等)	頻度等
避難訓練	避難訓練（職員、来庁者）及び消防訓練（初期消火、通報）を実施。可能な限り消防署の指導を受ける	総務課（全課）	毎年1回
参集訓練	防災訓練を実施する日の朝に、徒歩等による参集訓練を実施（避難訓練の際に併せて実施）	総務課・企画防災課（全課）	毎年1回
安否確認訓練	あらかじめ定められた方法により、各職員は安否情報を連絡し、総務課が集約・報告（避難消防訓練の際に併せて実施）	総務課（全課）	毎年1回
内外連絡の確認	内外の関係者との通信手段の状況・連絡先の確認	総務課（全課）	毎年4回
非常用発電機の立上げ訓練	非常用発電機を立ち上げて、起動や電力供給の状態を確認	総務課・企画防災課・各支所等	毎年1回
データ関係の確認	重要記録・データ、情報システムの確認	情報政策課（全課）	毎年2回
資源の確認	計画発動時に使用する資機材・食料等の状況確認	総務課（全課）	毎年2回
全職員を対象とした講演・確認	業務継続体制の説明、各部署の非常時優先業務や職務代行等に係る確認	総務課（全課）	毎年1回 （異動直後）
管理職を対象とした研修	非常時に実施するべきことの習熟	総務課 （管理職）	毎年1回 （異動直後）
代替施設の利用に関する訓練	代替施設への移転・利用訓練	総務課（全課）	毎年1回
他組織との連携訓練	他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練（代替施設での他組織との通信の確認も含む）	全課	毎年1回

3 職員が習熟すべき事項

職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、訓練等により、次の事項の習熟に努める。

- (1) 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
- (2) 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務（業務継続計画含む）
- (3) 各関係機関等との連絡体制と情報活動
- (4) 関係法令の運用
- (5) 災害発生原因についての知識
- (6) 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点 など

職員は、地域防災計画を基本に、災害応急対策に係る職員防災対策マニュアル及び業務継続計画を整備し、災害時の各自の業務を習熟する。

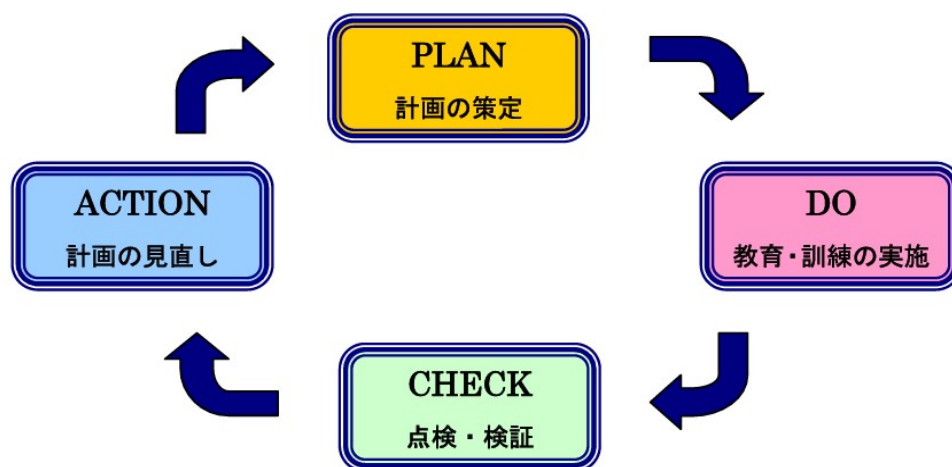
第2節 点検・是正

業務継続体制の検討は、一定の予測の基に検討するものであり、完全な対応ができるとは限らない。総務課及び関係課は、発災時に実際に機能する計画とするため、連絡先などデータの時点修正、研修や訓練等の事後評価から常にマニュアル及び業務継続計画等の点検・是正を行う。

地域防災計画の修正や組織改革等が行われた場合、地域防災計画との整合性という観点から、同時期に防災対策マニュアル及び業務継続計画の見直しを行う。

■ P D C Aサイクルによる継続的な改善

業務継続計画の実効性を高めるために、教育や訓練により、計画の定期的な点検を行い、継続的に改善を行う。



1 計画の策定（PLAN）

総務課及び関係課は、地域防災計画と整合性を図り、課ごとの業務継続計画（BCP）の課題と対策、時系列の業務チェックリストなどを盛り込んだBCPを策定する。

全課は、発災時に非常時優先業務を確実に遂行するため、BCPに基づき、非常時優先業務の目標復旧時間ごとに整理したマニュアル等を作成する。

(1) 全課のマニュアルの整備

本計画は、災害が発生した場合、人員、施設、情報、資機材等が制約される中、非常時優先業務の実効性を確保するための計画であり、非常時優先業務の選定や共通的な資源確保等を取りまとめた包括的な計画である。

災害応急対策業務は、個々の具体的な事案や業務について、何をどうするかについて各対策部・各課において防災対策マニュアルを整備している。

また、通常業務についても、人員、施設、情報、資機材等が制約されることを前提としたうえで、同様な方法や手順で対応すべきか検討し、マニュアル化しておくことが求められる。

(2) 全課のマニュアルの内容と留意点

- ① 発災時の状況等を想定し作成
- ② 非常時優先業務ごとの目標復旧時間を踏まえ整備
- ③ 各対策部・課内の指揮命令系統、情報連絡体制を整備
- ④ 指揮者の代行やバックアップ体制の構築
- ⑤ 業務遂行上の課題と対応策を検討

2 教育・訓練の実施（DO）

総務課及び関係課は、説明会及び研修等を実施し、BCPの周知徹底を図る。

全課は、マニュアルに沿った教育・訓練計画を毎年策定し実施する。また、毎年実施している防災訓練にBCPの視点も取り入れ、実施するよう努める。

人事異動があった場合には、異動職員に対して、発災時に非常時優先業務を遂行するため、どのような行動をとるべきか研修などを行い、事業継続力の維持を図る。

3 点検・検証（CHECK）

総務課及び関係課は、BCPの適切な運用を実現するため、教育・訓練等を踏まえ、点検・検証を適宜行う。

全課は、BCPに基づいて作成したマニュアルについて、教育・訓練等を踏まえ、点検・検証を適宜行う。

4 計画の見直し（ACTION）

地域防災計画の修正や組織改革等が行われた場合、必要に応じてBCPの見直しを行う。また、BCPの見直しがあつた場合には、必要に応じてマニュアルの見直しを行う。

全課は、課の人員・組織体制、所掌事務等に関して見直しが行われた場合は、必要に応じてマニュアルの見直しを行う。

第3節 佐用町災害時受援計画

災害等により町の行政機能が喪失、不全となった場合を想定し、県及び他市町等からの応援や派遣などに対応する町側の受援計画を作成しており、防災対策マニュアル、地域防災計画や業務継続計画に反映している。

第4章 参考

第1節 業務継続に係る検討の参考となるウェブサイト

1 行政機関向けのガイドライン（国内）

(1) 中央省庁業務継続ガイドライン【内閣府】

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/chuogyoumukeizoku/index.html>

(2) 業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針

<https://www.mlit.go.jp/common/001145819.pdf>

(3) 地方公共団体における I C T 部門の業務継続計画（B C P）策定に関するガイドライン【総務省】

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_02000013.html

(4) 下水道 BCP 策定マニュアル（地震編）【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/report/press/city13_hh_000091.html

2 中央省庁や地方公共団体の業務継続計画（国内）

(1) 中央省庁等の業務継続計画に関するリンク集

https://www.bousai.go.jp/taisaku/chuogyoumukeizoku/link_chuou.html

(2) 地方公共団体の業務継続計画

東京都：<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/bousai/1000027/1000296.html>

大阪府：<https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/gyoumukeizokukeikaku/index.html>

愛知県：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bosai/0000028478.html>

兵庫県：https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/hyogo_bcp.html

神戸市：<https://www.city.kobe.lg.jp/a96681/gyoumukeizoku.html>

上郡町：<https://www.town.kamigori.hyogo.jp/material/files/group/1/bcp.pdf>

3 その他

業務継続に関連するリンク集（内閣府）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/chuogyoumukeizoku/link.html>

（注）国外を含めた様々なガイドラインや計画等が整理されている。

第2節 業務継続体制の検討に係る簡易チェックリスト

1 業務継続体制の検討に係る簡易チェックリスト

チェックリスト チェック内容		備考
検討の対象	1 業務継続体制を検討する対象（想定事象、対象組織）を定めたか。	P6～9 P10～14
業務継続体制	2 応急業務だけでなく通常業務も実施可能な非常時の業務継続体制を定めているか。	P6～9
被害状況の想定	3 想定地震・発災条件を設定したか。	P10～14
	4 被害状況（震度、建物被害、交通機能支障、ライフライン支障等）を想定したか。	
非常時優先業務の選定	5 業務継続を検討する対象期間を定めているか。	P14～46
	6 発災後の業務開始目標時期別に非常時優先業務を選定したか。	
	7 応急業務だけでなく、通常業務も対象に非常時優先業務を選定したか。	
必要資源に関する分析と対策の検討	8 夜間・休日の発災を想定して、職員の参集予測を行ったか。	P47～48
	9 平日昼間の発災も想定して、庁舎被害等を踏まえた職員被害を想定したか。	P47～50
	10 発災時に庁舎が利用可能かどうかを確認したか。	
	11 発災時に電力が利用可能かどうかを確認したか。	
	12 発災時に電話が利用可能かどうかを確認したか。	
	13 発災時に防災行政無線（都道府県防災無線・市町村防災無線）が利用可能かどうかを確認したか。	
	14 発災時に情報システムが利用可能かどうかを確認したか。	
	15 発災時に執務環境（執務室等）が利用可能かどうかを確認したか。	
	16 発災時に職員用のトイレが確保可能かどうかを確認したか。	
	17 発災時に職員用の飲料水・食料等が確保可能かどうかを確認したか。	
	18 発災時に消耗品等（用紙等）が確保可能かどうかを確認したか。	
	19 必要資源に係る確保状況の分析にあたっては、庁内の関係者や事業者等の意見も参考として、具体的な根拠を整理したか。	
	20 必要資源が不足していると考えられる場合には、代替手段等を検討したか。	P50～51
	21 発災時に重要な意思決定等に支障を生じないように職務代行を定めているか。	P51
非常時の対応の検討	22 発災時の関係者との迅速な連絡調整のために、緊急連絡先を整理しているか。	P52

第3節 気象庁震度階級関連解説表

1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

3 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※ 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

4 ライフライン・インフラ等への影響

ガスの供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

平成 25 年 6 月 4 日 策定
平成 27 年 11 月 26 日 第 1 回改定
平成 29 年 12 月 15 日 第 2 回改定
令和 5 年 2 月 27 日 第 3 回改定
令和 7 年 3 月 31 日 第 4 回改定

令和 7 年 4 月発行

作 成 佐用町役場企画防災課防災対策室

〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1
TEL 0790-82-0664
FAX 0790-82-0492